

みんながいきいき、 笑顔あふれるまち 香美町



第3次香美町総合計画

The 3rd Kami Town General Plan



..... ごあいさつ

香美町は、日本海に面した風光明媚な町として、山・川・海の豊かな自然に恵まれ、先人たちが守り育んできた歴史と文化が息づく、かけがえのないふるさとです。私たちは、この町に生まれ、暮らし、次世代へとつないでいく使命を担いながら、人口減少や少子高齢化、地方経済の長期低迷、気候変動といった複合的な課題に直面しています。こうした時代だからこそ、住民の皆さまと心をつなげ、持続可能なまちづくりを力強く推進していかなければなりません。

第2次総合計画では、「こどもたちに夢と未来をつなぐまち」を将来像とし、将来を担う子どもたちが「このまちに生まれてよかった」「このまちに住みたい」と思えるよう、ふるさと教育の推進や子育て支援をはじめ、子どもたちの笑顔が輝くまちづくりを進めてまいりました。これらの成果を礎に、このたび策定した第3次総合計画では、「みんながいいき、笑顔あふれるまち 香美町」を将来像として掲げ、6つの分野別基本方針及び経営方針のもと、子どもからお年寄りまで全ての世代が生涯にわたり活躍し、人口が減っても産業を同水準で維持しながら、活気があふれ、ふるさとに誇りと幸せを感じるまちづくりを目指し、より具体的で実効性の高い施策を展開してまいります。

この計画の実現には、住民の皆さま、事業者の皆さま、行政が一体となって取り組むことが不可欠です。複雑多様化する地域課題の解決には、皆さまのご協力と参画が欠かせません。そのためには、住民の皆さまがまちづくりに主体的に関われる環境を整える必要があることから、行政情報の透明性を高め、住民の皆さまとの情報共有を徹底することで、信頼関係の構築に努めてまいります。

結びに、総合計画審議会委員の皆さま、住民ワークショップにご参加いただいた皆さま、アンケート調査にご協力いただいた皆さま、パブリックコメント等へご意見をいただいた皆さま、本計画策定に関わっていただいた多くの皆さまに心から感謝を申し上げます。今後とも、香美町の未来を共に築いていくため、皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。



2026年3月
香美町長 浜上 勇人

みんながいいき、
笑顔あふれるまち 香美町

目次

第1部 序論	1
第2部 基本構想	25
第3部 基本計画	31
第1章 基本計画（分野別計画）の体系	32
【基本方針1】地域経済	36
主要施策1 観光・交流	36
主要施策2 商工業	38
主要施策3 農林業	40
主要施策4 漁業・水産加工業	44
【基本方針2】生活安全	46
主要施策1 防災	46
主要施策2 交通安全・防犯	48
主要施策3 消費生活	50
主要施策4 人権・男女共同参画	52
【基本方針3】健康・福祉	54
主要施策1 健康・医療	54
主要施策2 福祉	56
【基本方針4】子育て・教育・学習	58
主要施策1 子ども・子育て	58
主要施策2 学校教育	60
主要施策3 生涯学習	64
主要施策4 スポーツ	66
主要施策5 文化芸術・歴史	68
【基本方針5】生活基盤・環境	70
主要施策1 移住定住	70
主要施策2 住環境	72
主要施策3 公共インフラ	74
主要施策4 公共交通	78
主要施策5 環境衛生	80
主要施策6 環境保全	82
【基本方針6】行政経営	84
主要施策1 参画・協働	84
主要施策2 情報発信・情報共有	86
主要施策3 効果的・効率的な行政運営	88
主要施策4 財政運営	92
まちの状態を表す指標一覧	94
第4部 資料編	101

第3次香美町総合計画

第1部
序論



第1章 第3次香美町総合計画の概要

1- 計画策定の目的

2005(平成17)年4月1日、旧美方町、旧村岡町、旧香住町の3町が合併し、本町が誕生しました。

2007(平成19)年3月、人口減少や少子高齢化、経済の低迷等、住民生活や町財政に重大な影響を及ぼす課題の解消に向けて、総合的な町政運営の基本方針として「第1次香美町総合計画」を策定しました。

この計画に基づき、住民と行政が協働・連携を深め、本町の豊かな山・川・海の自然を生かし、子どもから高齢者までが「住み続けたいまち」「住んでみたいまち」を目指し、各種施策の具現化に取り組んできました。

その後、将来を担う子どもたちが「このまちに生まれてよかった」「このまちに住み続けたい」等と感じるような、まちへの愛着を醸成するために、「第2次香美町総合計画」を策定し、「こどもたちに夢と未来をつなぐまち」をまちの将来像に掲げ、その実現を目指し、各種施策に取り組んできました。

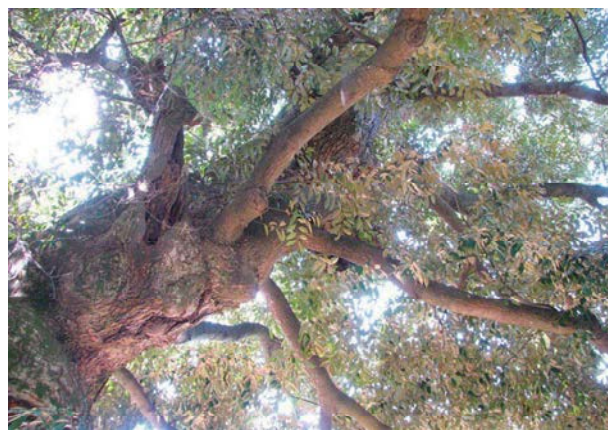
しかし、本町を取り巻く状況においては、合併当初の危機的な財政状況から着実に健全化への道を歩んでいるものの、人口減少や少子高齢化の急速な進行、地方経済の長期低迷等から、依然として厳しい町政運営を強いられており、社会経済情勢の目まぐるしい変化への対応など、これまで以上に自治体の対応力が求められています。

そこで、本町が直面している地域課題や社会経済情勢、多様化する住民ニーズへの対応に向け、戦略的で実効性のある町政運営を進めるため、「第3次香美町総合計画」を策定します。

町木・町花



ブナ



シイ



サクラ



ユウスゲ

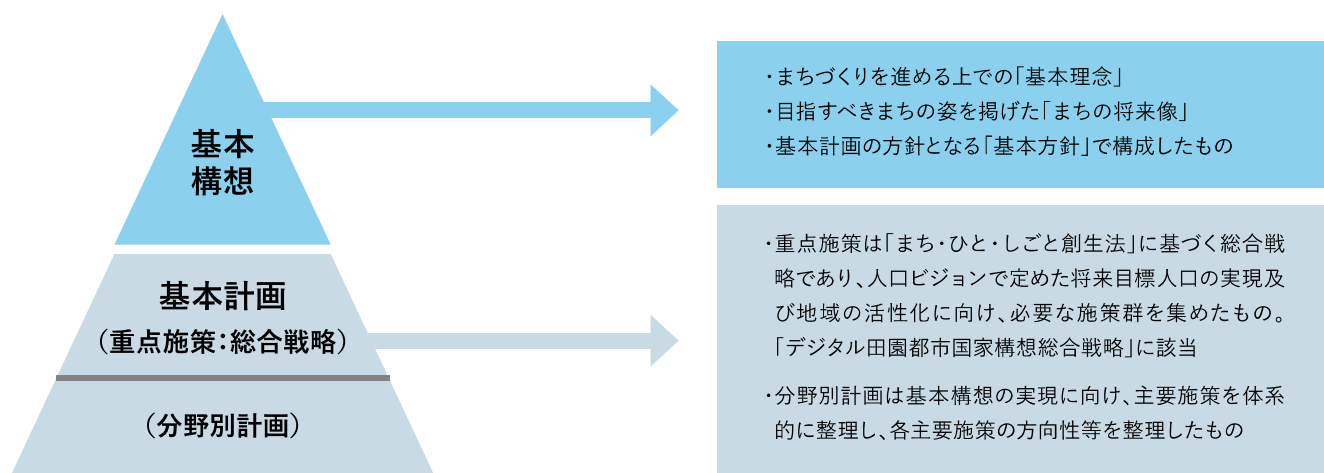
2- 計画の構成と計画期間

総合計画は「まちづくりの基本的な指針」として、基本理念やまちの将来像等を示す「基本構想」とまちの将来像の実現に向けて基本的な諸施策を体系別に示す「基本計画」で構成します。

また、第3次香美町総合計画のうち、併せて改訂する香美町人口ビジョン(第3版)に基づく長期的な展望を踏まえつつ、人口減少問題への対応や地域経済の活力の維持・増進など、地方創生に主眼を置いた施策群を基本計画の「重点施策(第3期香美町まち・ひと・しごと創生総合戦略)」として明確に位置付け、総合計画と一体的に策定します。

重点施策については、「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)第10条に基づくものであり、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」として策定するものです。また、総合計画(基本構想)の「まちの将来像」を「地域ビジョン」として位置付け、デジタルの力を活用しながら、地方創生の取組を進めます。

図表1-2-1 第3次香美町総合計画の構成及び計画期間



計画期間	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度	2030 (令和12) 年度	2031 (令和13) 年度	2032 (令和14) 年度	2033 (令和15) 年度	2034 (令和16) 年度	2035 (令和17) 年度
基本構想	10年間									
基本計画 (重点施策)	前期5年間					後期5年間				
基本計画 (分野別計画)	前期5年間					後期5年間				

第2章 本町の概況

1- 本町の概況

本町は兵庫県北部に位置する日本海に面する地域で、内陸部は標高1,000m級の中国山地に囲まれ、林野が約86%を占めています。町の中心を南北に縦断する矢田川水系沿いに耕地や居住地を形成し、総面積368.77km²と広大なエリアで、但馬地域の約17%を占めています。

海岸部は山陰海岸国立公園に指定され、山間部は氷ノ山後山那岐山国定公園、但馬山岳県立自然公園に指定されるなど、自然公園区域が多くを占める多様な自然環境を有しています。

また、東は京都府京丹後市から西は鳥取県鳥取市までの約120kmが「山陰海岸ジオパーク」として、ユネスコ世界ジオパークに認定されています。

2- 連携交流軸とゾーニング

本町は特色豊かで多様な自然環境を有しており、山・川・海を活用した健康保養地域としての役割や、良質で安全安心な食料を生産する地域としての役割、ツーリズムを展開する体験交流地域としての役割を担っています。

この役割を担うためには、それぞれの地域の特徴を生かすとともに、相互補完を行う中で有機的連携を図り、地域全体として魅力あるまちづくりを推進する必要があります。

そこで、以下のとおり「連携交流軸」と「ゾーニング」を位置付けます。

【連携交流軸】

① 広域連携交流軸

JR山陰本線、山陰近畿自動車道、国道9号、178号、482号を地域内外との「広域連携交流軸」とします。

② 地域内連携交流軸

国道482号、主要地方道香住村岡線、村岡小代線を地域内連携や交流を図る上での「地域内連携交流軸」とします。

【ゾーニング】

① 海の恵み体験交流ゾーン

日本海の豊かな海洋資源を活用した産業、観光、交流レクリエーションのゾーンとします。

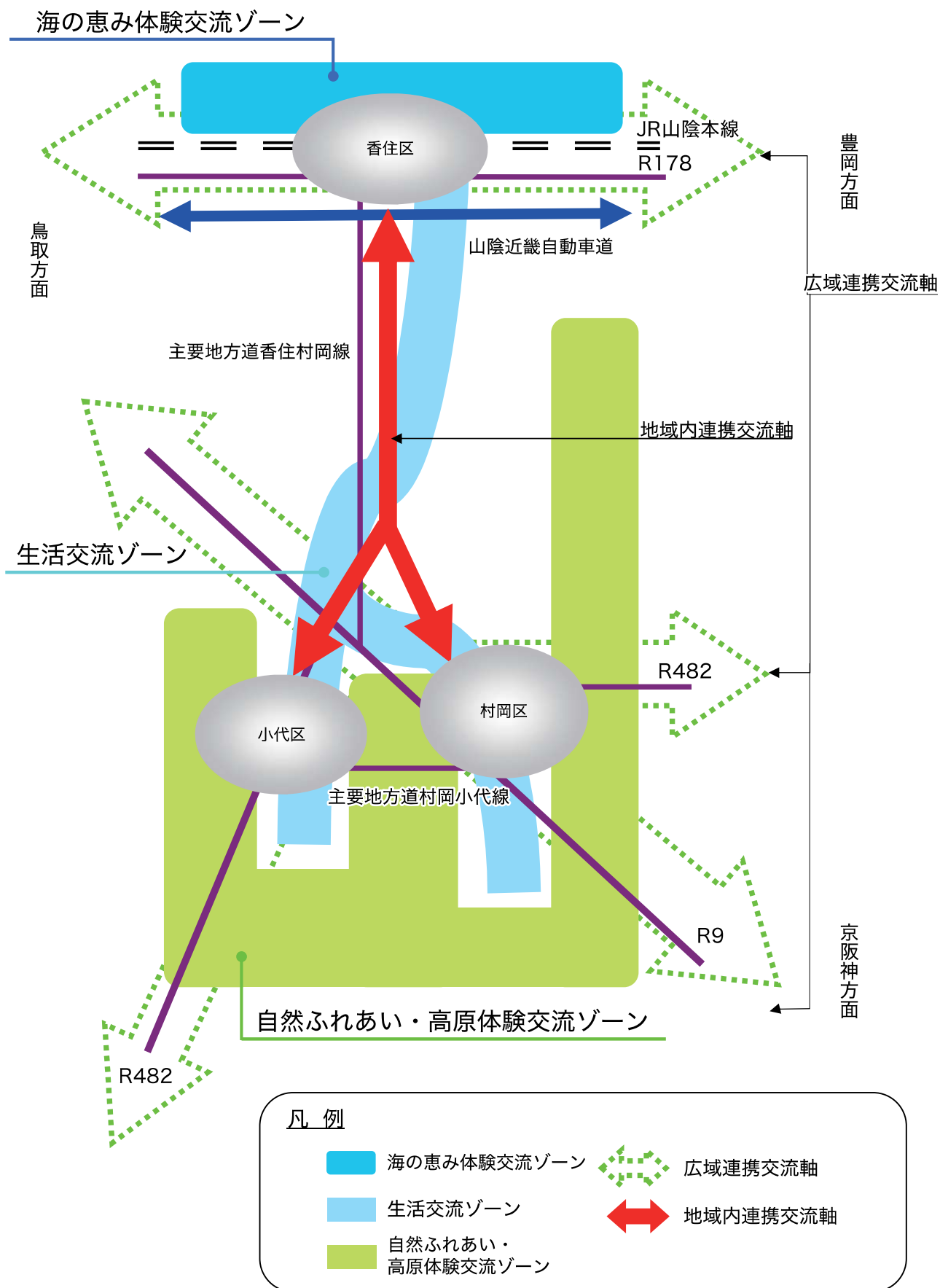
② 生活交流ゾーン

保健、医療、福祉、教育、文化の提供と様々な交流の機会を創出するゾーンとします。

③ 自然ふれあい・高原体験交流ゾーン

美しく雄大な山々と高原を活用した産業、観光、交流レクリエーションのゾーンとします。

図表2-2-1 連携交流軸とゾーニング(イメージ図)



3- 地域自治区

本町は、町長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、「美方町、村岡町、香住町合併協議会」において締結された「地域自治区の設置に関する協議」に基づき、地域自治区を設置しています。

地域自治区の名称は、合併前の美方町、村岡町及び香住町であった区域ごとに小代区、村岡区及び香住区とし、地域自治区の事務所を香美町小代地域局、香美町村岡地域局、香美町役場に設置するとともに、各地域自治区に地域協議会を設置しています。

地域協議会は「町長その他の町の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、町長その他の町の機関に意見を述べることができ」、また町長は、「町の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない」とされています。

4- 歴史

町内には、縄文・弥生・古墳時代の遺跡や遺物があり、古くから人々の暮らしが営まれていたことが確認されています。中世以降は、但馬山名氏が山陰道の西のかなめとして土着の豪族に城や砦を築かせ、領地を治めていました。戦国時代の秀吉の但馬進攻以後、変遷を経て、旧香住町域は小出氏の領有に、旧村岡町域と旧美方町域は山名氏の領有になりました。

その後、旧香住町域である美合郡は出石藩領と豊岡藩領に分かれ、出石藩領は小出氏、松平氏、仙石氏と藩主が変遷、仙石騒動により幕府領となりました。また、豊岡藩領は糸井京極家が治め、旧村岡町域及び旧美方町域の七美郡は山名氏が治めました。

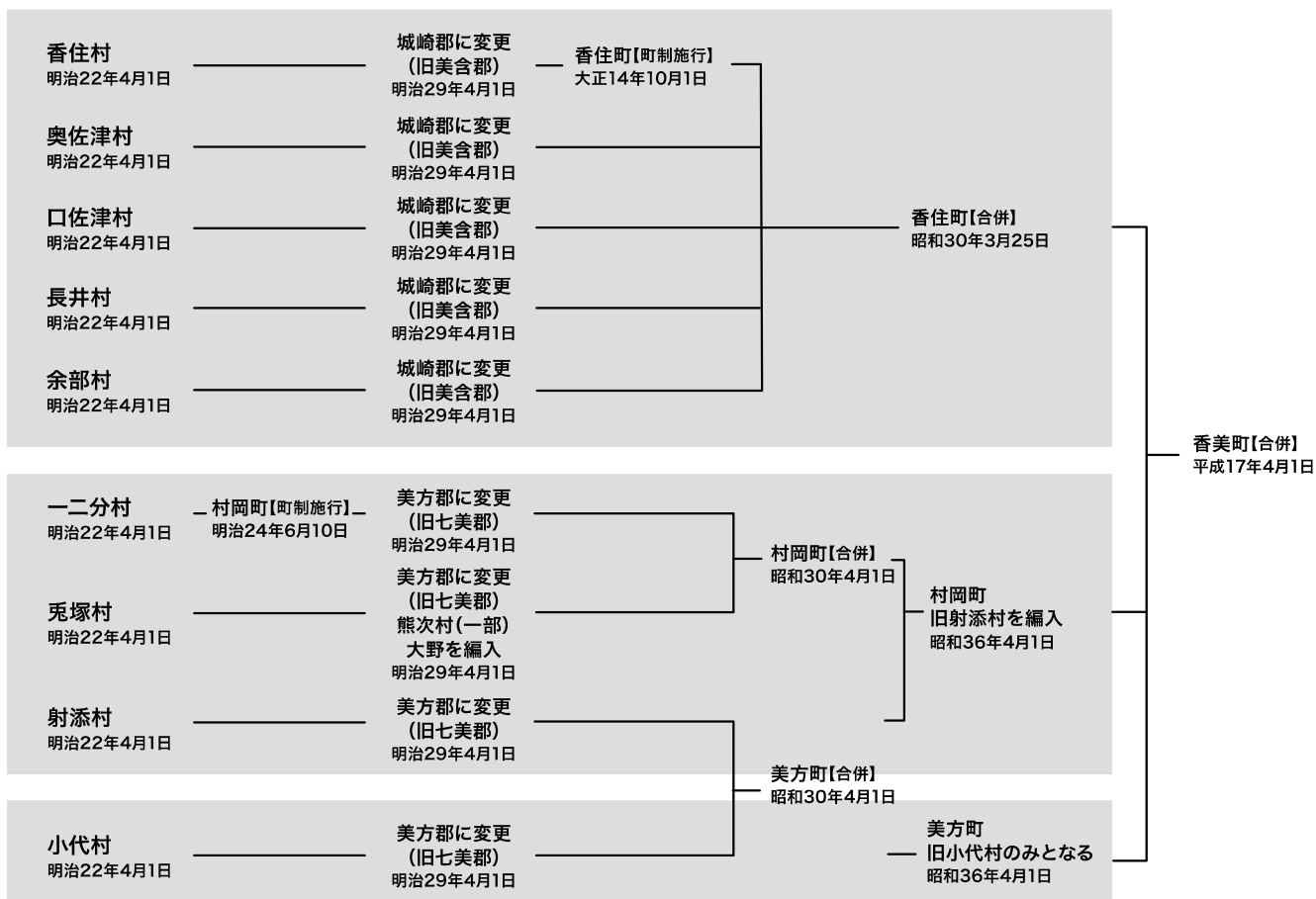
明治に入り、廃藩置県によって久美浜県、出石県、村岡県が置かれ、1871(明治4)年11月、旧3町はいずれも豊岡県に合併されました。その後、1876(明治9)年に豊岡県は廃止されて兵庫県に統治されました。

1889(明治22)年4月1日、町村制の施行により9つの村が発足しました。その後、1891(明治24)年、1925(大正14)年の町制施行により、一二分村が「村岡町」、香住村が「香住町」に改称し、1955(昭和30)年の「昭和の大合併」により、旧香住町、旧村岡町、旧美方町が発足し、1961(昭和36)年に旧美方町の一部(旧射添村)が旧村岡町に編入されました。

2005(平成17)年4月1日、「平成の大合併」により「香美町」が誕生しました。

(参考資料 『兵庫県の地名 I』日本歴史地名大系29 I 平凡社)

図表2-4-1 町域の変遷



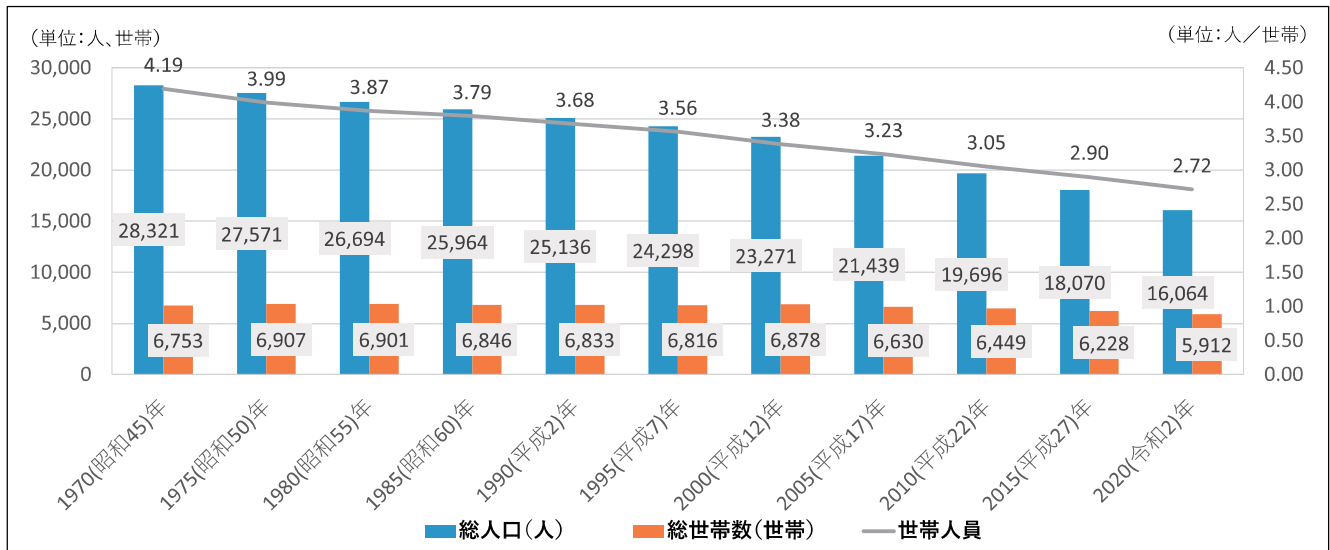
5- 人口の動向

■ 総人口、総世帯数、世帯人員、高齢化率等の推移

本町の総人口は、長年減少傾向にあり、5年ごとの推移をみると、2000(平成12)年以降は5年間で1,000人以上減少しており、2020(令和2)年には、減少数が2,000人を超え、総人口が16,064人になるなど、近年大きく人口が減少しています。また、総世帯数も2000(平成12)年以降、同様に減少傾向にあります。(図表2-5-1)

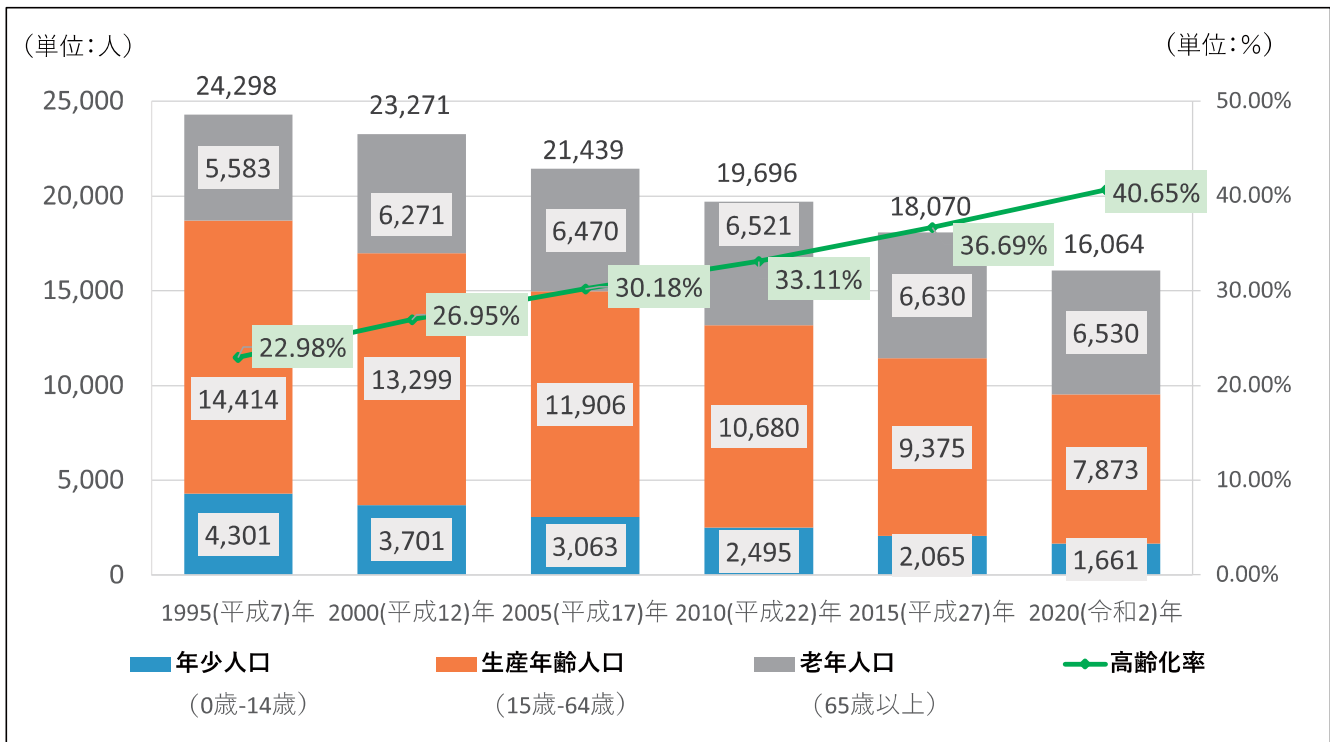
年齢3区別の人口を2000(平成12)年と2020(令和2)年で比較すると、年少人口は3,701人から1,661人となり、約55%減少しています。生産年齢人口は13,299人から7,873人となり、約40%減少し、高齢化率も年々上昇し、2020(令和2)年には40%を超えました。(図表2-5-2)

図表2-5-1 総人口・総世帯数・世帯人員の推移



出典：総務省「国勢調査(各年10月1日現在)」

図表2-5-2 年齢3区別人口及び高齢化率の推移



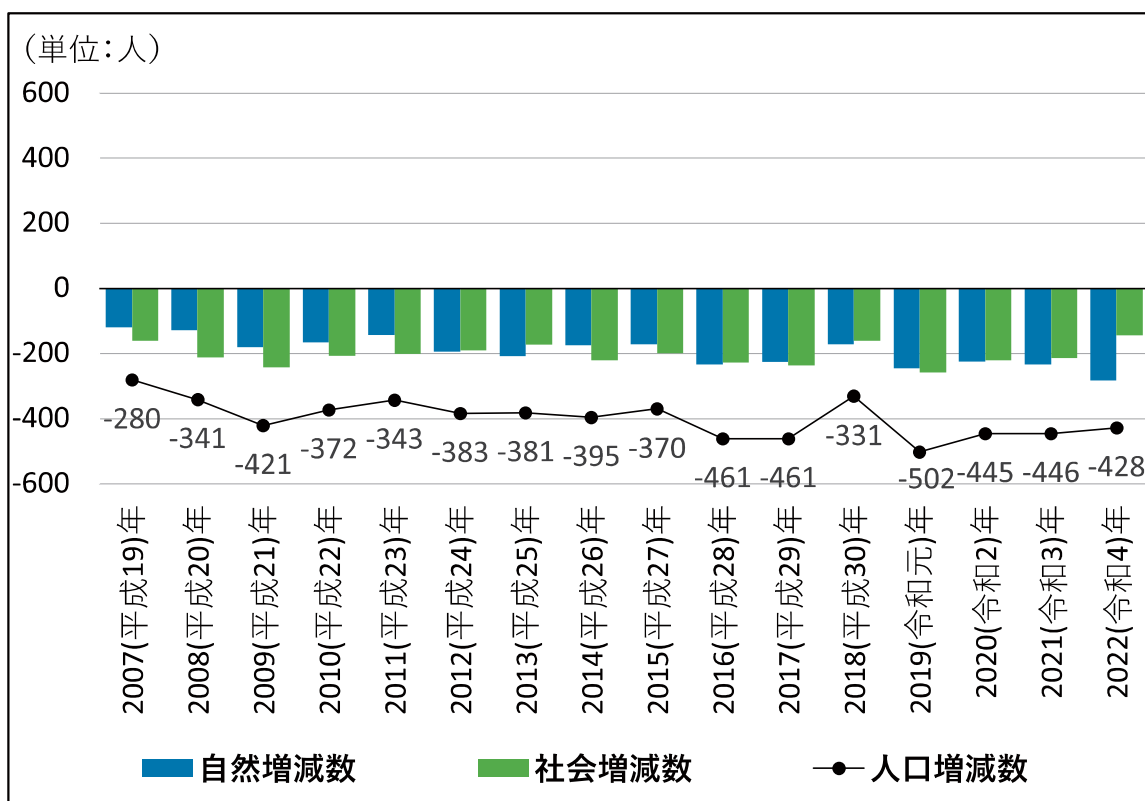
出典：総務省「国勢調査(各年10月1日現在)」

■ 自然増減数、社会増減数、人口増減数の推移

人口増減数は、マイナスで推移しており、2016(平成28)年以降、2018(平成30)年を除き、1年間で400人以上減少しており、人口減少が進んでいます。

また、自然増減数をみると、死亡数が出生数を上回る自然減の状態となっており、社会増減数をみると、転出数が転入数を上回る社会減の状態となっています。

図表2-5-3 自然増減数、社会増減数、人口増減数の推移



	自然動態			社会動態			人口増減数
	出生数	死亡数	自然増減数	転入数	転出数	社会増減数	
2007(平成19)年	135	255	-120	422	582	-160	-280
2008(平成20)年	150	279	-129	369	581	-212	-341
2009(平成21)年	131	311	-180	308	549	-241	-421
2010(平成22)年	130	296	-166	307	513	-206	-372
2011(平成23)年	129	272	-143	361	561	-200	-343
2012(平成24)年	119	312	-193	334	524	-190	-383
2013(平成25)年	107	315	-208	306	479	-173	-381
2014(平成26)年	118	293	-175	273	493	-220	-395
2015(平成27)年	104	275	-171	343	542	-199	-370
2016(平成28)年	94	327	-233	293	521	-228	-461
2017(平成29)年	85	310	-225	318	554	-236	-461
2018(平成30)年	103	274	-171	333	493	-160	-331
2019(令和元)年	72	317	-245	293	550	-257	-502
2020(令和2)年	61	285	-224	272	493	-221	-445
2021(令和3)年	53	286	-233	287	500	-213	-446
2022(令和4)年	65	348	-283	320	465	-145	-428

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

6- 産業・経済に関する動向

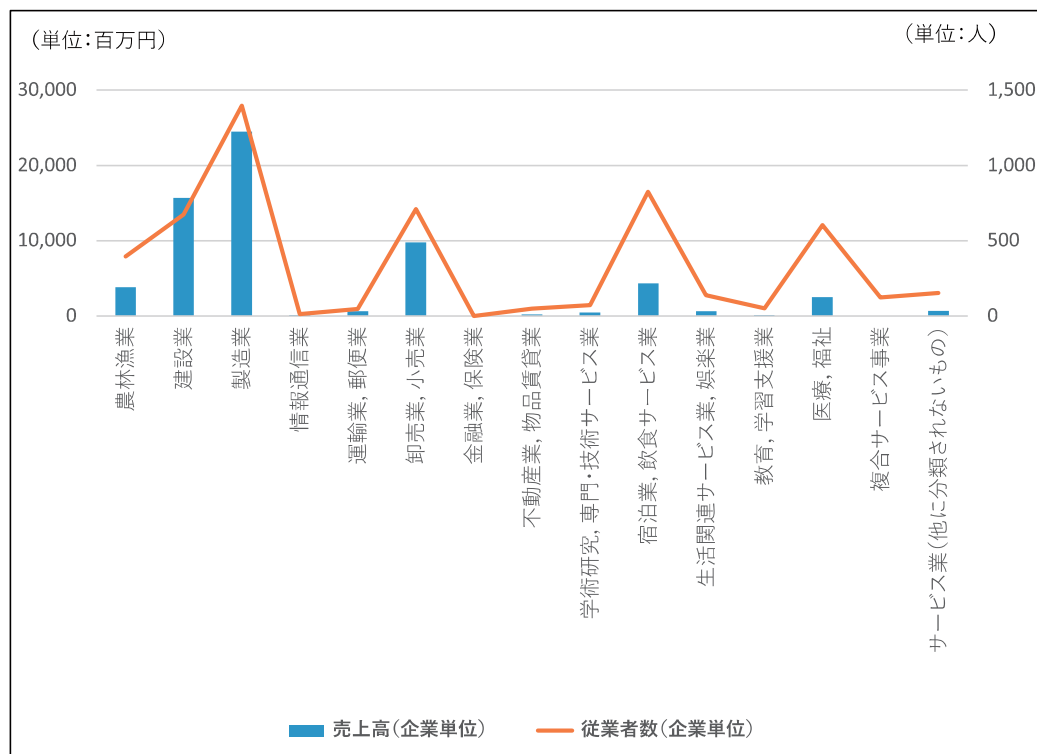
■ 産業大分類別の売上高及び従業者数

2021(令和3)年6月1日時点の産業大分類別の企業単位における売上高は、「製造業」が24,469百万円で最も多く、次いで「建設業」が15,670百万円、「卸売業、小売業」が9,771百万円となっています。

また、売上高と従業者数の関係を見ると、「宿泊業、飲食サービス業」「医療、福祉」については他の産業大分類と比較して、売上高に対する従業者数が多いことが分かります。(図表2-6-1)

2012(平成24)年と2021(令和3)年の産業大分類別の企業単位における従業者数を比較すると、「農林漁業」「医療、福祉」が増加し、「建設業」「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」は大きく減少しています。(図表2-6-2)

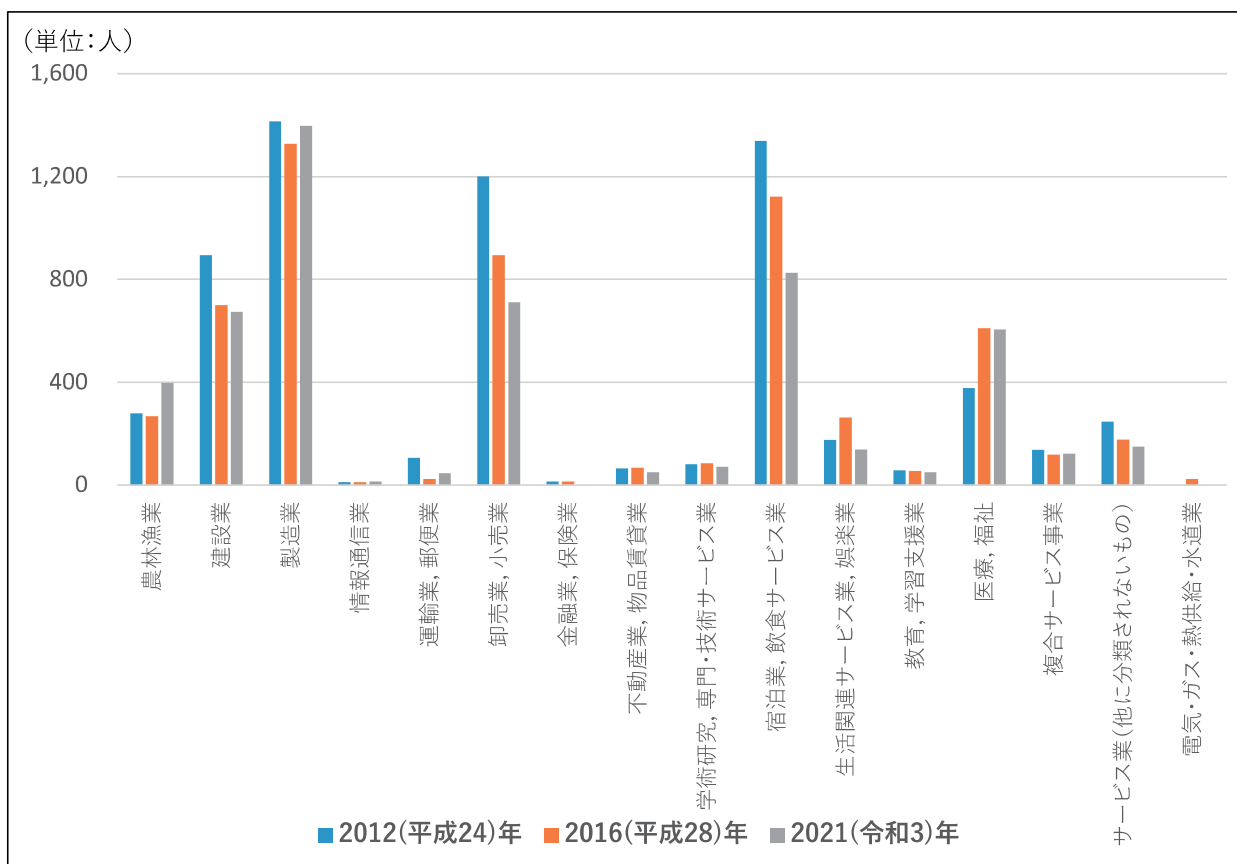
図表2-6-1 産業大分類別(企業単位)の売上高及び従業者数



	産業大分類名	売上高(企業単位)	従業者数(企業単位)
1	農林漁業	3,809	397
2	建設業	15,670	675
3	製造業	24,469	1,396
4	情報通信業	88	14
5	運輸業、郵便業	601	46
6	卸売業、小売業	9,771	710
7	金融業、保険業	-	1
8	不動産業、物品賃貸業	192	50
9	学術研究、専門・技術サービス業	497	73
10	宿泊業、飲食サービス業	4,336	825
11	生活関連サービス業、娯楽業	610	140
12	教育、学習支援業	124	51
13	医療、福祉	2,539	605
14	複合サービス事業	-	124
15	サービス業(他に分類されないもの)	690	151

出典：総務省「経済センサス-活動調査(2021(令和3)年6月1日現在)」

図表2-6-2 産業大分類別(企業単位)の従業者数の推移



	産業大分類名	2012(平成24)年	2016(平成28)年	2021(令和3)年
1	農林漁業	280	268	397
2	建設業	894	700	675
3	製造業	1414	1328	1,396
4	情報通信業	12	12	14
5	運輸業, 郵便業	106	24	46
6	卸売業, 小売業	1201	895	710
7	金融業, 保険業	14	14	1
8	不動産業, 物品賃貸業	64	68	50
9	学術研究, 専門・技術サービス業	81	84	73
10	宿泊業, 飲食サービス業	1339	1122	825
11	生活関連サービス業, 娯楽業	175	263	140
12	教育, 学習支援業	58	56	51
13	医療, 福祉	377	611	605
14	複合サービス事業	138	119	124
15	サービス業(他に分類されないもの)	247	177	151
16	電気・ガス・熱供給・水道業	-	24	-

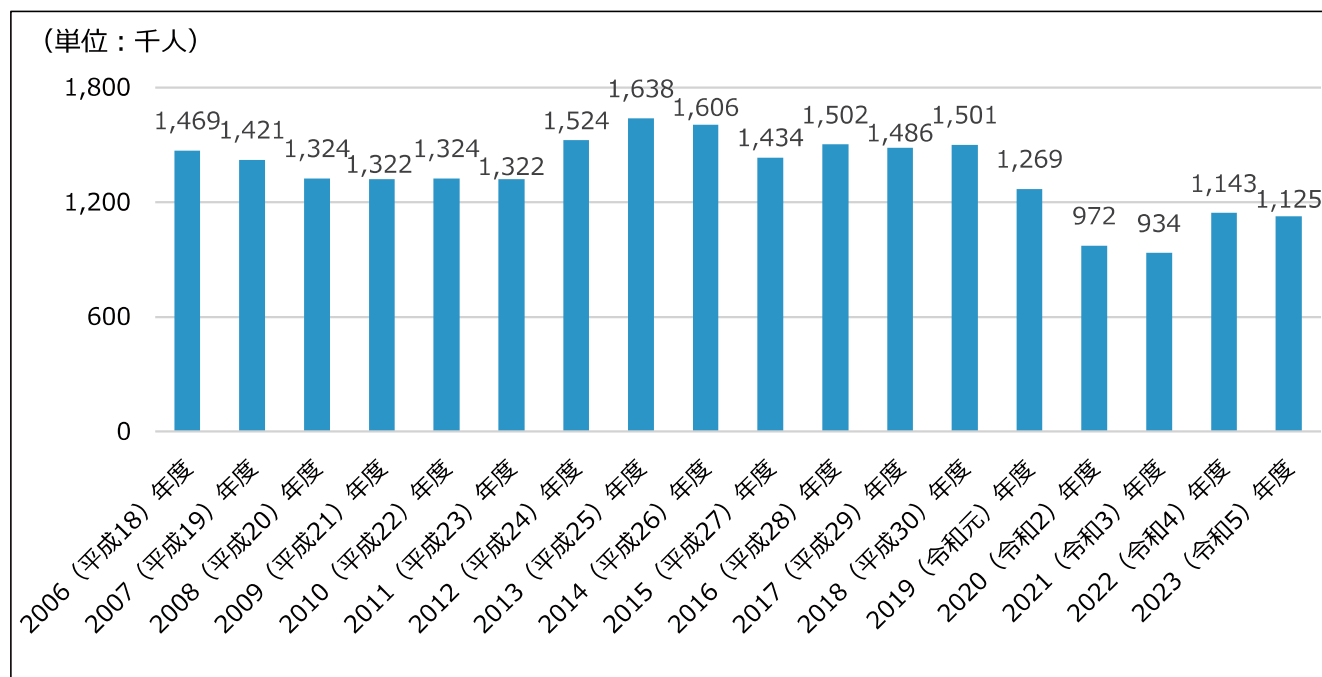
出典:総務省「経済センサス-活動調査(2012(平成24)年2月1日、2016(平成28)年6月1日、2021(令和3)年6月1日現在)」

7- 観光に関する動向

■ 観光入込客数

観光入込客数は、2013(平成25)年度をピークに減少傾向にあります。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響も大きく受けましたが、2022(令和4)年度には1,000千人を超えるなど、回復傾向にあります。

図表2-7-1 観光入込客数の推移



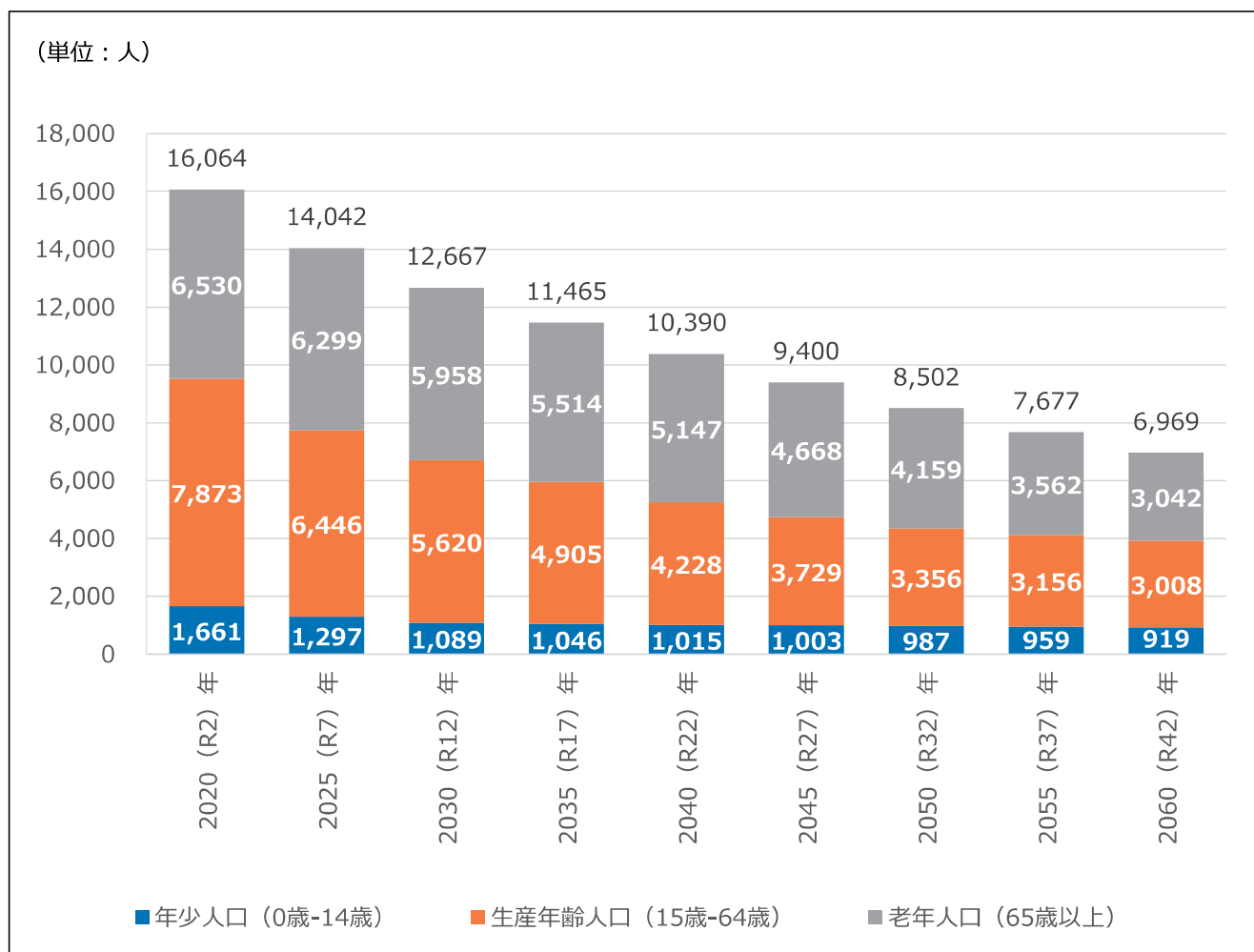
出典：兵庫県「観光客動態調査報告書」を基に作成

8- 人口の将来展望

■ 香美町人口ビジョン（第3版）における人口の将来展望

本町の人口の動向や将来人口推計結果を踏まえ、人口の将来展望を示した「香美町人口ビジョン(第3版)」を策定しました。人口ビジョンでは、若い世代の移住・定住の促進による若い世代の定住世帯数の増加、結婚・出産・子育ての希望をかなえることによる合計特殊出生率の向上により、2060(令和42)年に総人口を約7,000人維持することを将来展望として目標に掲げています。

図表2-8-1 将来展望の年齢3区分別人口の推移



人口	2020 (R2)年	2025 (R7)年	2030 (R12)年	2035 (R17)年	2040 (R22)年	2045 (R27)年	2050 (R32)年	2055 (R37)年	2060 (R42)年
総人口	16,064	14,042	12,667	11,465	10,390	9,400	8,502	7,677	6,969
年少人口 (0歳-14歳)	1,661	1,297	1,089	1,046	1,015	1,003	987	959	919
生産年齢人口 (15歳-64歳)	7,873	6,446	5,620	4,905	4,228	3,729	3,356	3,156	3,008
老年人口 (65歳以上)	6,530	6,299	5,958	5,514	5,147	4,668	4,159	3,562	3,042

第3章 社会的潮流

1- 人口減少と少子高齢化の進行

日本の総人口は2008(平成20)年をピークに減少に転じており、近年は減少幅が拡大しています。また、1人の女性が産む子どもの数である出生率の低下により、年少人口が減少する少子化と、人口に占める65歳以上の割合が増加する高齢化が同時に進行しています。2023(令和5)年の合計特殊出生率は1.20である一方、高齢化率は29.1%となっています。総人口の減少は今後も続き、2055(令和37)年には約1億人まで減少するとされています。これにより、労働力人口の減少による税収の減少や、高齢者の増加による社会保障費の拡大が予想され、現役世代に対する負担は今後も増大していくものと考えられています。

2- 価値観やライフスタイルの多様化

近年、仕事と家庭の両立を目指す人々の増加や、単身世帯の増加、ワークライフバランスを積極的に推進するなど、家族や仕事に対する考え方に変化がみられています。また、新型コロナウイルス感染症の流行以降は、テレワークの増加やオフィス需要の低下から地方移住への関心が高まるなど、人々のライフスタイルが多様化しつつあります。

政府においても、国家公務員の女性職員の積極的な採用や、男女を問わない職員のワークライフバランス推進など、働きやすい職場環境の整備や、多様な価値観を認め合い、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指しています。

3- 安全・安心に対する国民意識の高まり

国の防災基本計画(2024(令和6)年6月一部修正)では、防災は自然災害が発生しやすい日本において、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するための行政上最も重要な施策であるとされています。災害に強い国づくり・まちづくり実現に向けて、交通・通信機能の強化や避難所の整備、公共施設や住宅の安全化等の施策が講じられています。また、自然災害だけでなく2019(令和元)年以降の新型コロナウイルス感染症の流行により、地域における人々の支え合いや交流の機会の重要性が再認識される契機となりました。こういった自然災害や感染症の流行の経験から、国民の安全・安心に対する意識が高まっています。

4- 地球規模での環境問題の深刻化

2022(令和4)年に世界人口は80億人を突破し、人間の経済活動の活発化に伴い、地球環境への負荷は増大しています。急激な気候変動、海水温の上昇、生物多様性の喪失、環境汚染等地球規模の環境問題の解決は喫緊の課題となっています。

日本においても近年の異常気象による水害や猛暑、海水温の上昇等により農作物の収穫量や水産資源の漁獲量への影響が問題視されています。こうした社会生活へ直接的な影響をもたらす地球温暖化への危機感の高まりから、ゼロカーボンシティ(※2050年にCO₂(二酸化炭素)を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体のこと)の実現を目指す地方公共団体は、2019(令和元)年9月の4自治体から2021(令和3)年9月には464自治体へと加速度的に増加しています。

政府は、「地球温暖化対策計画(2021(令和3)年10月)」において、2050(令和32)年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにするカーボンニュートラル(※温室効果ガスの排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにすること)の実現に向けて、脱炭素に向けた取組を加速させていくとしています。

5- ICT・AI等デジタル化の加速

ICT(※Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉)の発達やSNS、AI(※Artificial Intelligence(人工知能)の略。人間が知能を使ってすることをコンピューターにさせようとする試み又はその技術)等の活用が飛躍的に進み、日常生活や教育、企業活動において近年大きな変化がみられています。こうした技術の進歩は人々の生活を豊かにするとともに、日常生活において欠かせない存在となっています。政府は、地方が抱える課題に対してデジタルを活用することで解決を目指す取組を進めています。その一環として、国では「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、2023(令和5)年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化させ、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現に向けた取組を行っています。

6- 経済情勢の動向

日本経済は2019(令和元)年に始まったコロナ禍を脱し、最近では企業が大幅な賃上げに踏み切ったことや、株価が史上最高値を更新したことなど、前向きな動向がみられています。一方で、ロシア・ウクライナ戦争の勃発、中東情勢の不安定化、円安の進行等、海外を中心とした経済情勢の急激な変化により原材料や燃料価格を中心とした物価高が続いています。こうした物価高に賃上げが追いついておらず、国内消費の減少や投資意欲の減退などが懸念されています。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2024(2024(令和6)年6月)」において、デフレからの脱却を目指し、中小企業や地方経済においても賃上げの流れを達成・定着させることを目標に、官民が連携して必要な投資を実行するとしています。

7- 持続可能な社会の実現に向けて

2015(平成27)年に国連総会で採択された持続可能な開発目標(SDGs)の取組は、地方自治体の地域課題の解決に資するものであり、地方創生のための足掛かりとすべきものとされています。

政府は、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針(2023(令和5)年12月)」において、国全体で「誰一人取り残さない」社会を実現するためには、様々な地域課題を抱える地方自治体において、積極的にSDGsの取組を実施していくことが必要とされています。地方自治体がSDGsのステークホルダーとして、地域課題解決を目指し、官民連携による多様で独自のSDGsの実施を推進する役割が期待されています。

第4章 まちづくりに関する住民の意見

1- 調査目的

本町では、「第2次香美町総合計画」に基づき、まちの将来像である「こどもたちに 夢と未来をつなぐまち」の実現を目指して、計画的なまちづくりを進めていましたが、著しい社会情勢の変化に対応したより良いまちづくりを進めるため、「第3次香美町総合計画」を策定することとしています。

計画の策定に当たって、住民の皆さまの意向や本町の施策の満足度、重要度などについて把握し、今後のまちづくりを進めるための貴重な資料とするため、18歳以上の住民の皆さまの中から、無作為に抽出した2,000人の方を対象に、アンケート調査を実施しました。

2- 調査概要

調査対象	町内在住の18歳以上の住民2,000人(住民基本台帳から無作為抽出)
調査方法	郵送配布・郵送回収、インターネットを通じたアンケート回答
調査期間	2024(令和6)年8月8日～2024(令和6)年9月2日
回収結果	有効回収数793人(郵送609人、WEB184人)、回収率39.7%

3- 設問構成

- (1)回答者の属性に関する設問(問1～問8)
- (2)まちへの愛着度・定住意向に関する設問(問9～問10)
- (3)香美町で生活する上での困りごとに関する設問(問11～問12)
- (4)町が実施している施策の満足度、今後の重要度・注力度、不満理由に関する設問(問13～問32)
- (5)自由記述

4- 主な調査結果

(1) 本町に対する愛着度

- 本町への愛着については、「愛着を感じる」が77.9%、「愛着を感じない」が18.2%となっています。
- 男女別にみると、「愛着を感じる」と答えた方の割合は、男性では80.0%、女性では77.3%となっています。
- 年齢別にみると、「愛着を感じる」と答えた方の割合は、「18～19歳」で87.5%と最も高く、次いで、「55～59歳」で84.1%、「20～24歳」で84.0%となっています。
- 職業別にみると、「愛着を感じる」と答えた方の割合は、「公務員・団体職員」で84.2%と最も高く、次いで、「会社員・会社役員」で80.6%、「学生」で80.0%となっています。
- 居住区別にみると、「香住区」、「村岡区」、「小代区」それぞれで約8割の方が「愛着を感じる」と答えています。
- 居住年数別にみると、「愛着を感じる」と答えた方の割合は、「1年未満」で88.9%と最も高く、次いで、「30年以上」で80.1%、「20年以上30年未満」で76.5%となっています。

図表4-4-1 本町に対する愛着度

		愛着を感じる			愛着を感じない			無回答			n
		(%)			(%)			(%)			
性別	全体	77.9			18.2			3.9			793
	男性	80.0			17.2			2.8			360
	女性	77.3			18.1			4.5			419
	選択せず	33.3		50.0			16.7				12
年齢	18～19歳	87.5			12.5						8
	20～24歳	84.0			12.0		4.0				25
	25～29歳	68.0			24.0		8.0				25
	30～34歳	82.8			13.8		3.4				29
	35～39歳	77.8			22.2						27
	40～44歳	72.5			27.5						51
	45～49歳	76.5			16.2		7.4				68
	50～54歳	73.8			23.8		2.5				80
	55～59歳	84.1			13.4		2.4				82
	60～64歳	73.5			22.1		4.4				113
	65～69歳	80.5			15.8		3.8				133
70歳以上	79.3			15.3		5.3				150	
職業	自営業	79.3			18.0		2.7				111
	会社員・会社役員	80.6			16.9		2.5				201
	公務員・団体職員	84.2			13.2		2.6				114
	パート・アルバイト	75.5			20.3		4.2				143
	専業主婦(夫)	69.6			21.6		8.8				102
	学生	80.0			20.0						20
	その他	78.7			17.0		4.3				94
居住地区	香住区	78.5			17.8		3.7				516
	村岡区	76.0			19.4		4.6				196
	小代区	78.5			17.7		3.8				79
居住年数	1年未満	88.9			11.1						9
	1年以上5年未満	68.0			24.0		8.0				25
	5年以上10年未満	69.2			23.1		7.7				13
	10年以上20年未満	64.1			31.3		4.7				64
	20年以上30年未満	76.5			20.6		2.9				102
	30年以上	80.1			16.1		3.8				578

(2) 定住意向

- これからも本町に住みたいと思うかについては、「住み続けたい」が69.6%、「町外へ移りたい」が27.6%となっています。
- 「住み続けたい」と答えた方の割合は、男性では73.1%、女性では67.3%となっています。
- 年齢別にみると、「住み続けたい」と答えた方の割合は、「70歳以上」が78.7%と最も高く、次いで、「55～59歳」で78.0%、「65～69歳」で77.4%となっています。また、「町外へ移りたい」と答えた方の割合は、「18～19歳」で25.0%と最も高く、年齢が上がるにつれて、その割合が低くなる傾向が見られます。
- 職業別にみると、「住み続けたい」と答えた方の割合は、「学生」では35.0%と最も低くなっており、他の職業ではそれぞれ約7割となっています。
- 居住区別にみると、「香住区」、「村岡区」、「小代区」それぞれで約7割の方が「住み続けたい」と答えています。
- 居住年数別にみると、「住み続けたい」と答えた方の割合は、「1年未満」で88.9%と最も高く、次いで、「30年以上」で74.6%、「10年以上20年未満」で56.3%となっています。

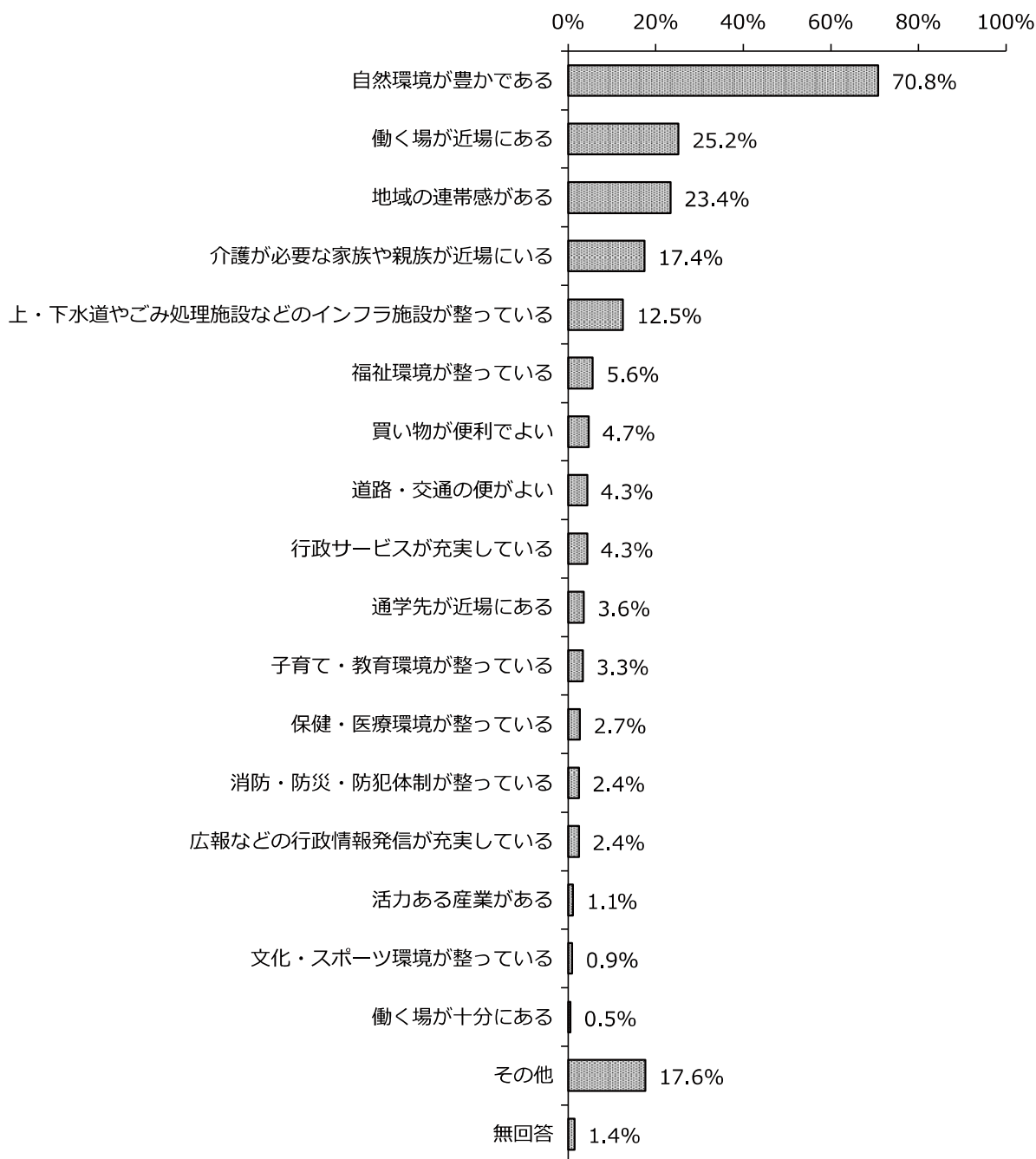
図表4-4-2 定住意向

		住み続けたい	町外へ移りたい	無回答	n
性別	全体	69.6	27.6	2.8	793
	男性	73.1	24.7	2.2	360
	女性	67.3	29.4	3.3	419
	選択せず	41.7	58.3		12
年齢	18～19歳	25.0	75.0		8
	20～24歳	44.0	48.0	8.0	25
	25～29歳	48.0	52.0		25
	30～34歳	69.0	27.6	3.4	29
	35～39歳	59.3	40.7		27
	40～44歳	60.8	37.3	2.0	51
	45～49歳	66.2	30.9	2.9	68
	50～54歳	63.8	33.8	2.5	80
	55～59歳	78.0	20.7	1.2	82
	60～64歳	68.1	29.2	2.7	113
65～69歳	77.4	19.5	3.0	133	
70歳以上	78.7	17.3	4.0	150	
職業	自営業	75.7	21.6	2.7	111
	会社員・会社役員	71.6	27.4	1.0	201
	公務員・団体職員	70.2	28.9	0.9	114
	パート・アルバイト	66.4	30.1	3.5	143
	専業主婦(夫)	65.7	27.5	6.9	102
	学生	35.0	65.0		20
	その他	75.5	20.2	4.3	94
居住地区	香住区	70.3	27.1	2.5	516
	村岡区	68.4	29.1	2.6	196
	小代区	68.4	26.6	5.1	79
居住年数	1年未満	88.9	11.1		9
	1年以上5年未満	48.0	40.0	12.0	25
	5年以上10年未満	46.2	46.2	7.7	13
	10年以上20年未満	56.3	43.8		64
	20年以上30年未満	55.9	43.1	1.0	102
	30年以上	74.6	22.5	2.9	578

(3) 住み続けたい理由

- ・「自然環境が豊かである」が70.8%と最も多く、次いで「働く場が近場にある」が25.2%、「地域の連帯感がある」が23.4%となっています。

図表4-4-3 住み続けたい理由

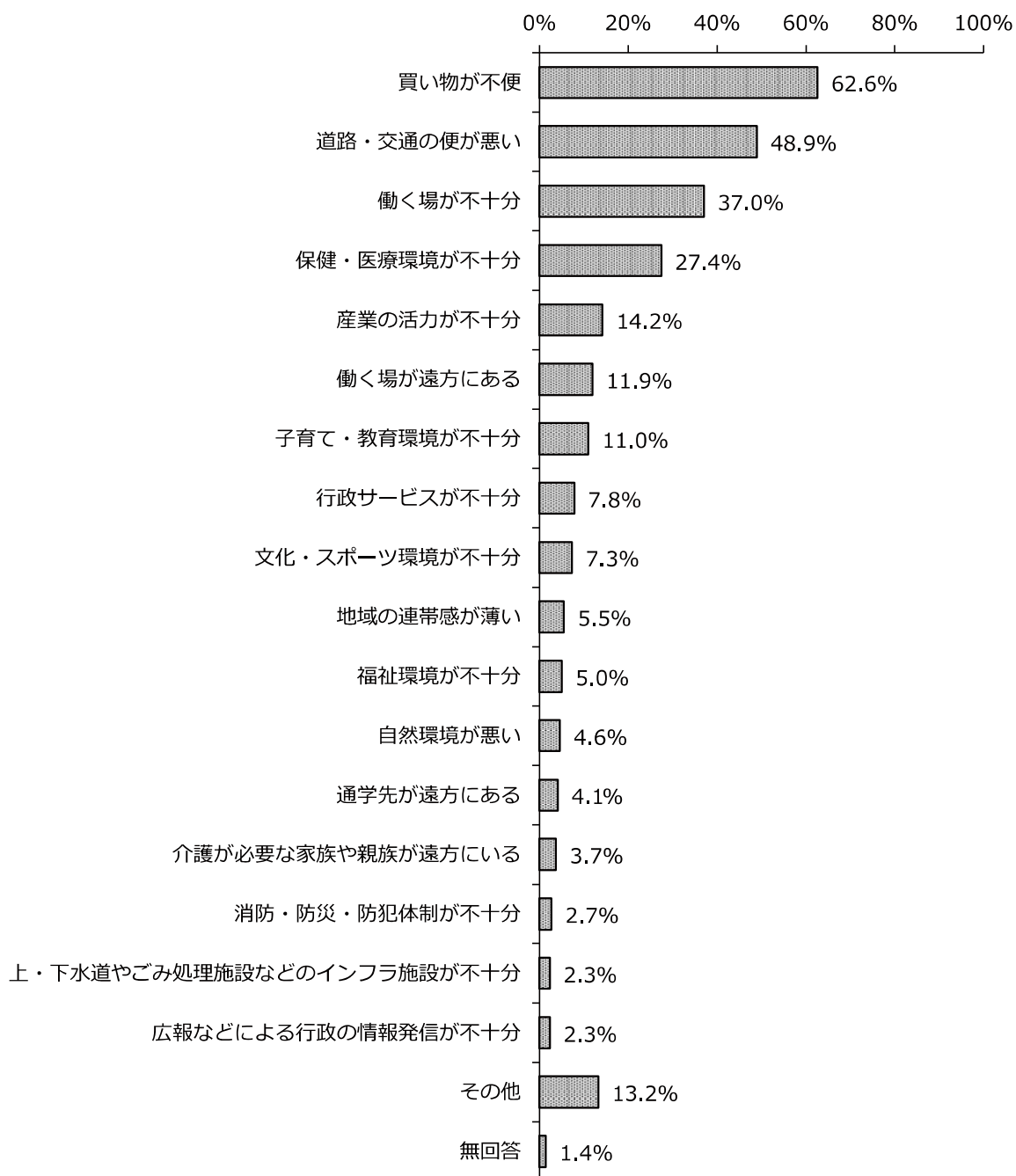


(N=552)

(4) 町外へ移りたいと考える理由

- ・「買い物が不便」が62.6%と最も多く、次いで「道路・交通の便が悪い」が48.9%、「働く場が不十分」が37.0%となっています。

図表4-4-4 町外へ移りたいと考える理由



(N=219)

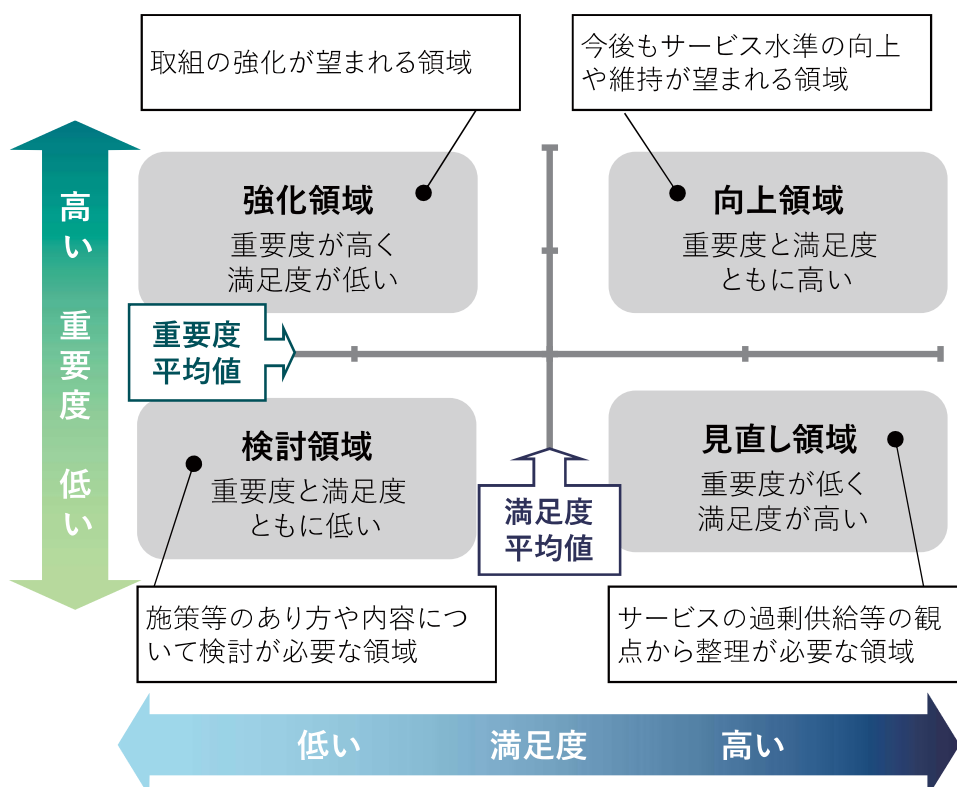
(5) 町が実施している施策の満足度と重要度の2軸分析の方法

第2次香美町総合計画 後期基本計画に掲げられた主要施策を対象に、満足度・重要度調査を実施し、図表4-4-5に基づき、各主要施策の評価を点数化し、加重平均値を算出した上で、横軸に「満足度」の加重平均値、縦軸に「重要度」の加重平均値を配置し、本町の主要施策に対する住民の相対的な意識を可視化しました。

図表4-4-5 「満足度」と「重要度」の選択肢に対する配点

満足度		重要度	
選択肢	配点	選択肢	配点
非常に満足	3点	非常に重要	3点
満足	2点	重要である	2点
やや満足	1点	少し重要	1点
わからない	0点	あまり重要ではない	-1点
やや不満	-1点	重要ではない	-2点
不満	-2点	全く重要ではない	-3点
非常に不満	-3点	—	—

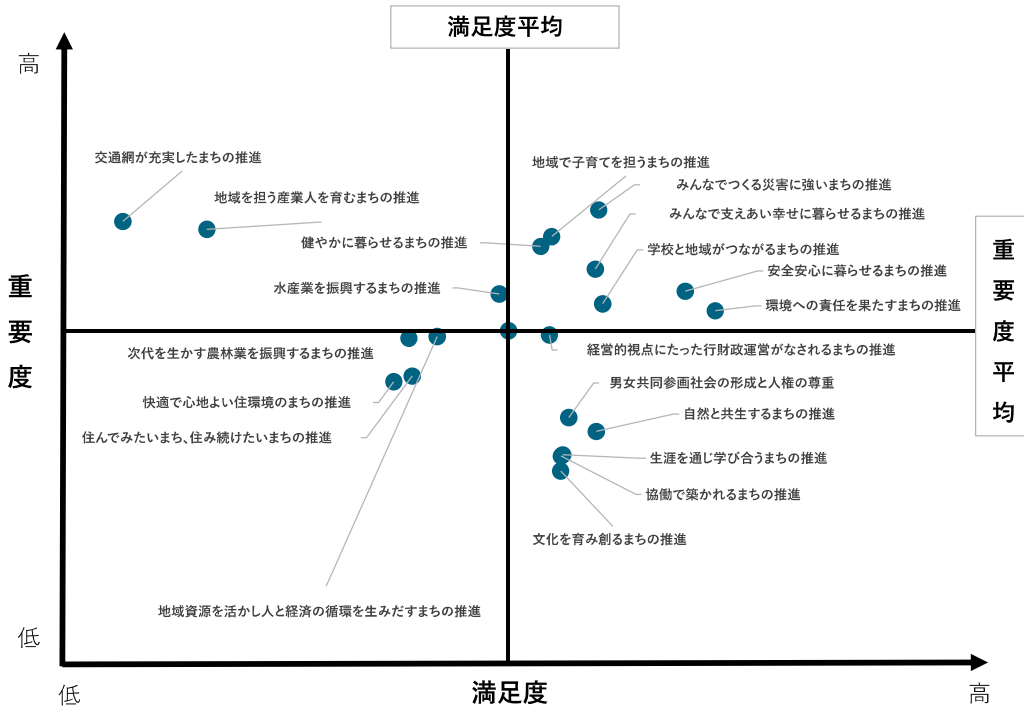
図表4-4-6 「満足度」と「重要度」の2軸分析イメージ



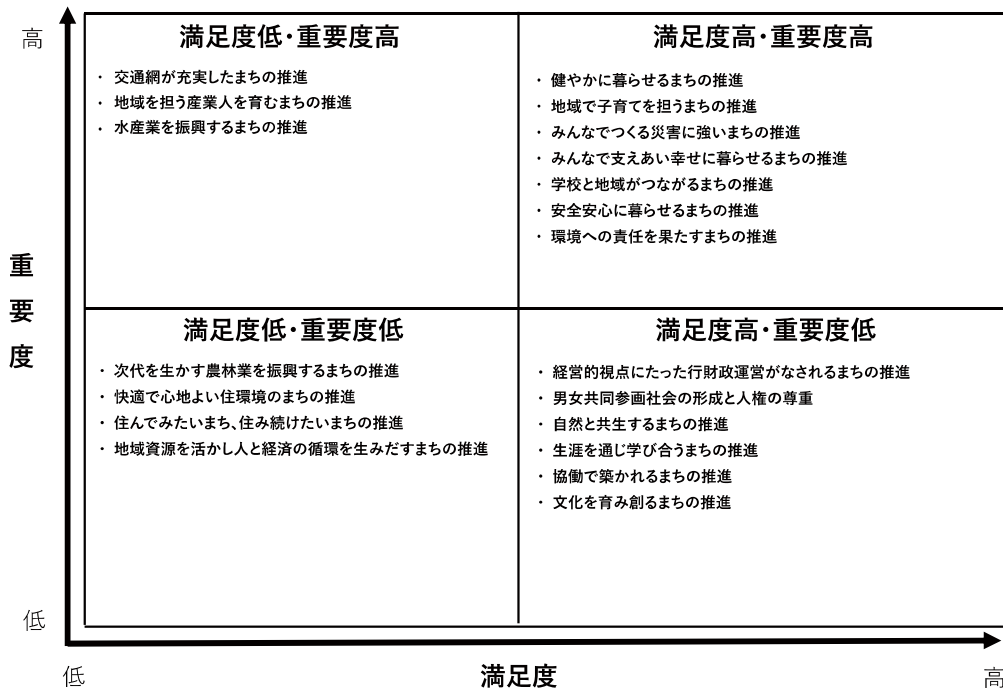
(6) 町が実施している施策の満足度と重要度の2軸分析の結果 (全体)

「満足度高・重要度高」の象限には、「みんなでつくる災害に強いまちの推進」や「安全安心に暮らせるまちの推進」などの主要施策が分布し、「満足度低・重要度高」の象限には「交通網が充実したまちの推進」や「地域を担う産業人を育むまちの推進」、「水産業を振興するまちの推進」などの主要施策が分布しています。

図表4-4-7 「満足度」と「重要度」の2軸分析結果 その1(全体)



図表4-4-8 「満足度」と「重要度」の2軸分析結果 その2(全体)



※図表に記載している主要施策名称は第2次香美町総合計画 後期基本計画の主要施策名称になります。

(7) 町が実施している施策の満足度と重要度の2軸分析の結果(居住地区別、年齢区分別)

「強化領域」：満足度が低く、重要度が高い	「検討領域」：満足度が低く、重要度が低い
「向上領域」：満足度が高く、重要度が高い	「見直し領域」：満足度が高く、重要度が低い

<居住地区別>

- 居住地区別みると、「香住区」では他の居住地区との相違点として、「水産業を振興するまちの推進」、「地域資源を活かした人と経済の循環を生みだすまちの推進」が「強化領域」に分布し、「村岡区」では他の居住地区との相違点として、「水産業を振興するまちの推進」が「見直し領域」に、「協働で築かれるまちの推進」が「検討領域」に分布しています。
- 「小代区」では、他の居住地区との相違点として、「地域で子育てを担うまちの推進」、「次代を生かす農林業を振興するまちの推進」が「強化領域」に分布し、「生涯を通じ学び合うまちの推進」、「文化を育み創るまちの推進」が「検討領域」に分布、「水産業を振興するまちの推進」、「経営的視点にたった行財政運営がなされるまちの推進」が「向上領域」に分布しています。

<年齢区分別>

- 年齢区分別みると、全年齢区分で共通しているものとして、「生涯を通じ学び合うまちの推進」、「文化を育み創るまちの推進」、「男女共同参画社会の形成と人権の尊重」、「経営的視点にたった行財政運営がなされるまちの推進」が「見直し領域」に分布し、「快適で心地よい住環境のまちの推進」が「検討領域」に分布、「環境への責任を果たすまちの推進」が「向上領域」に分布しています。

<その他>

- 第2次香美町総合計画 後期基本計画の基本方針IIIについては、全体及び居住地区別にみても、全ての主要施策が「向上領域」に分布しています。
- 同計画の基本目標Vの「環境への責任を果たすまちの推進」についても、全体及び居住地区、年齢区分別全てにおいて、「向上領域」に分布しています。

図表4-4-9 全体、居住地区、年齢別 各施策の2軸分析結果表

基本方針	主要施策名	全体	居住地区			年齢		
			香住区	村岡区	小代区	18～24歳	25～64歳	65歳以上
基本方針Ⅰ	地域で子育てを担うまちの推進	向上領域	向上領域	向上領域	強化領域	検討領域	向上領域	向上領域
基本方針Ⅰ	学校と地域がつながるまちの推進	向上領域	向上領域	向上領域	向上領域	見直し領域	向上領域	向上領域
基本方針Ⅰ	生涯を通じ学び合うまちの推進	見直し領域	見直し領域	見直し領域	検討領域	見直し領域	見直し領域	見直し領域
基本方針Ⅰ	文化を育み創るまちの推進	見直し領域	見直し領域	見直し領域	検討領域	見直し領域	見直し領域	見直し領域
基本方針Ⅱ	地域を担う産業人を育むまちの推進	強化領域	強化領域	強化領域	強化領域	検討領域	強化領域	強化領域
基本方針Ⅱ	次代を生かす農林業を振興するまちの推進	検討領域	検討領域	検討領域	強化領域	見直し領域	検討領域	強化領域
基本方針Ⅱ	水産業を振興するまちの推進	強化領域	強化領域	見直し領域	向上領域	見直し領域	向上領域	強化領域
基本方針Ⅱ	地域資源を活かし人と経済の循環を生みだすまちの推進	検討領域	強化領域	検討領域	検討領域	検討領域	検討領域	検討領域
基本方針Ⅲ	健やかに暮らせるまちの推進	向上領域	向上領域	向上領域	向上領域	見直し領域	強化領域	向上領域
基本方針Ⅲ	みんなで支えあい 幸せに暮らせるまちの推進	向上領域	向上領域	向上領域	向上領域	検討領域	向上領域	向上領域
基本方針Ⅲ	安全安心に暮らせるまちの推進	向上領域	向上領域	向上領域	向上領域	見直し領域	向上領域	向上領域
基本方針Ⅳ	みんなでつくる災害に 強いまちの推進	向上領域	向上領域	向上領域	向上領域	見直し領域	向上領域	向上領域
基本方針Ⅳ	交通網が充実したまちの推進	強化領域	強化領域	強化領域	強化領域	検討領域	強化領域	強化領域
基本方針Ⅳ	快適で心地よい 住環境のまちの推進	検討領域	検討領域	検討領域	検討領域	検討領域	検討領域	検討領域
基本方針Ⅳ	住んでみたいまち、 住み続けたいまちの推進	検討領域	検討領域	検討領域	検討領域	強化領域	検討領域	検討領域
基本方針Ⅴ	自然と共生するまちの推進	見直し領域	見直し領域	見直し領域	見直し領域	向上領域	見直し領域	見直し領域
基本方針Ⅴ	環境への責任を果たすまちの推進	向上領域	向上領域	向上領域	向上領域	向上領域	向上領域	向上領域
基本方針Ⅵ	協働で築かれるまちの推進	見直し領域	見直し領域	検討領域	見直し領域	向上領域	見直し領域	見直し領域
基本方針Ⅵ	男女共同参画社会の形成と 人権の尊重	見直し領域	見直し領域	見直し領域	見直し領域	見直し領域	見直し領域	見直し領域
基本方針Ⅵ	経営的視点にたった行財政 運営がなされるまちの推進	見直し領域	見直し領域	見直し領域	向上領域	見直し領域	見直し領域	見直し領域

第3次香美町総合計画

第2部 基本構想

第1章 基本理念及びまちの将来像

1- 基本理念

「町民憲章」はまちづくりの方向を明らかにし、住民一人ひとりが主体的に関わるための「道しるべ」となるものです。そこで、町民憲章を「まちづくりの基本理念」とします。

香美町町民憲章

山・川・海の美しい自然に恵まれた香美町、
わたしたちは、この町に住むことに誇りをもち、
より豊かな住みよいまちづくりをめざして、
ここに町民憲章を制定します。

- 一. ふるさとを愛し、豊かな自然を育み、希望あふれるまち
- 一. 人々が、ここに生まれたこと、生きることを喜び、誇りに思えるまち
- 一. 子どもが元気に育ち、年よりがしあわせに暮らせるまち
- 一. 若者が多く住み、働く喜びのある豊かなまち
- 一. 歴史を学び、伝統を尊び、文化を発展させるまち

明るい未来への
まちづくり



2- まちの将来像

本町が直面している人口減少や超高齢社会の課題の影響を最小限に抑え、本町が持続的に発展し、魅力あるまちであり続けるために、従来から大切にしてきた人と人、人と自然のつながりを重視し、安心して暮らせる社会の実現に取り組んでいく必要があります。

そして、子どもからお年寄りまで全ての世代が生涯にわたり活躍し、人口が減っても産業を同水準で維持しながら、活気があふれ、ふるさとに誇りと幸せを感じるまちづくりを目指し、まちの将来像を次のとおり定めます。



第2章 基本方針及び経営方針

1- 基本方針

まちの将来像の実現を目指して、まちづくりにおける5つの分野別基本方針を次のとおり掲げ、具体的な施策の展開を図ります。

基本方針1 地域経済

1 観光・交流

食・自然・伝統文化・地場産業などの地域資源を活用することで、観光業の関係人口・交流人口の増加を目指すとともに、観光産業に関わる関係団体や事業者とともに持続可能な取組を進めます。

2 商工業

商工会等、関係団体との連携による商工業経営の継続・発展、新規起業等への支援と、雇用の確保に取り組み、地域経済の活性化を促進します。

3 農林業

地域の特性を生かし守りながら、次世代へとつなげる持続可能な農林業体系の構築を目指します。

4 漁業・水産加工業

水産資源を有効活用し、次世代へとつなげる持続可能な漁業・水産加工業の振興を図ります。

基本方針2 生活安全

1 防災

生命・財産を守るため、住民の防災意識の向上を図るとともに、防災・減災対策に取り組み、災害に強いまちを目指します。

2 交通安全・防犯

交通事故や犯罪のない生活を守るため、交通安全対策や防犯対策に取り組み、安全安心なまちを目指します。

3 消費生活

高齢者を含めた住民一人ひとりが当事者意識を持って知識を身に付け、消費者被害を未然に防止し、安全安心に暮らせるまちを目指します。

4 人権・男女共同参画

人権教育・啓発を推進することにより、家庭、地域、学校、職場などのあらゆる場において人権が尊重され、性別に関わりなく、住民一人ひとりが個性と能力を発揮できる男女共同参画が図られるまちを目指します。

基本方針3 健康・福祉

1 健康・医療

安定した医療体制を確保し、適切な医療を受けることができるまちであるとともに、誰もが自らの健康に関心を持ち、健やかに暮らし続けるまちを目指します。

2 福祉

地域住民一人ひとりが役割と生きがいを持ち、お互いが支え合い・支えられる地域づくりを推進することにより、高齢者も障害者も、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します。

基本方針4 子育て・教育・学習

1 子ども・子育て

出産・育児を支え合い、子育て世代が安心して暮らせるまちを目指します。

2 学校教育

子どもたちの「未来を切り拓く力」の育成を図るとともに、本町の発展を想い、まちの将来を担う人材を育て、まちの活性化を図ります。

3 生涯学習

誰もが生涯にわたって教養を身に付け、生きがいを感じて暮らせるまちを目指します。

4 スポーツ

スポーツへの関心を高め、全世代が豊かなスポーツライフを楽しむことで、健康な暮らしと活力あるまちを目指します。

5 文化芸術・歴史

地域が一体となって、歴史を伝え、文化を育み、心豊かで魅力あふれるまちを目指します。

基本方針5 生活基盤・環境

1 移住定住

このまちに魅力や愛着を感じるとともに、若者や女性をはじめ、誰もが住みたくなるまちを目指します。

2 住環境

町営住宅の改修や管理不全空家の除却、安心して利用できる魅力的な公園の整備・管理を進め、安全安心な住環境の整った、住みよいまちを目指します。

3 公共インフラ

公共インフラの計画的な予防保全による老朽化対策などを進め、公共インフラが整備された快適なまちを目指します。

4 公共交通

通院や買い物などの目的地に、安全かつ円滑に移動ができる利便性の高い交通ネットワークのある快適なまちを目指します。

5 環境衛生

適正なごみの分別、住民によるごみ発生抑制、資源化への意識向上を図り、環境にやさしいまちを目指します。

6 環境保全

住民、事業者、行政などが一体となり、豊かな自然を次代に継承し、地球環境にやさしい持続可能なまちを目指します。

2- 経営方針

まちの将来像の実現を目指して、まちづくりにおける5つの分野別基本方針の実現のため、進めていく経営方針について、次のとおり掲げ、推進していきます。

基本方針6 行政経営

1 参画・協働

互いを認め合いながら、住民や各種団体が主体的に地域課題の解決に取り組み、住民一人ひとりが主役となるまちを目指します。

2 情報発信・情報共有

住民一人ひとりが必要な情報を確実に受け取ることができるとともに、誰もが安心して暮らすことができる、信頼性と効率性を兼ね備えた情報発信基盤を持つまちを目指します。

3 効果的・効率的な行政運営

行政評価や行政改革など様々な視点でPDCAサイクルによる行政経営のマネジメントを推進するとともに、職員の人材育成を積極的に推し進め、効率的で利便性の高い行政サービスを提供するまちを目指します。

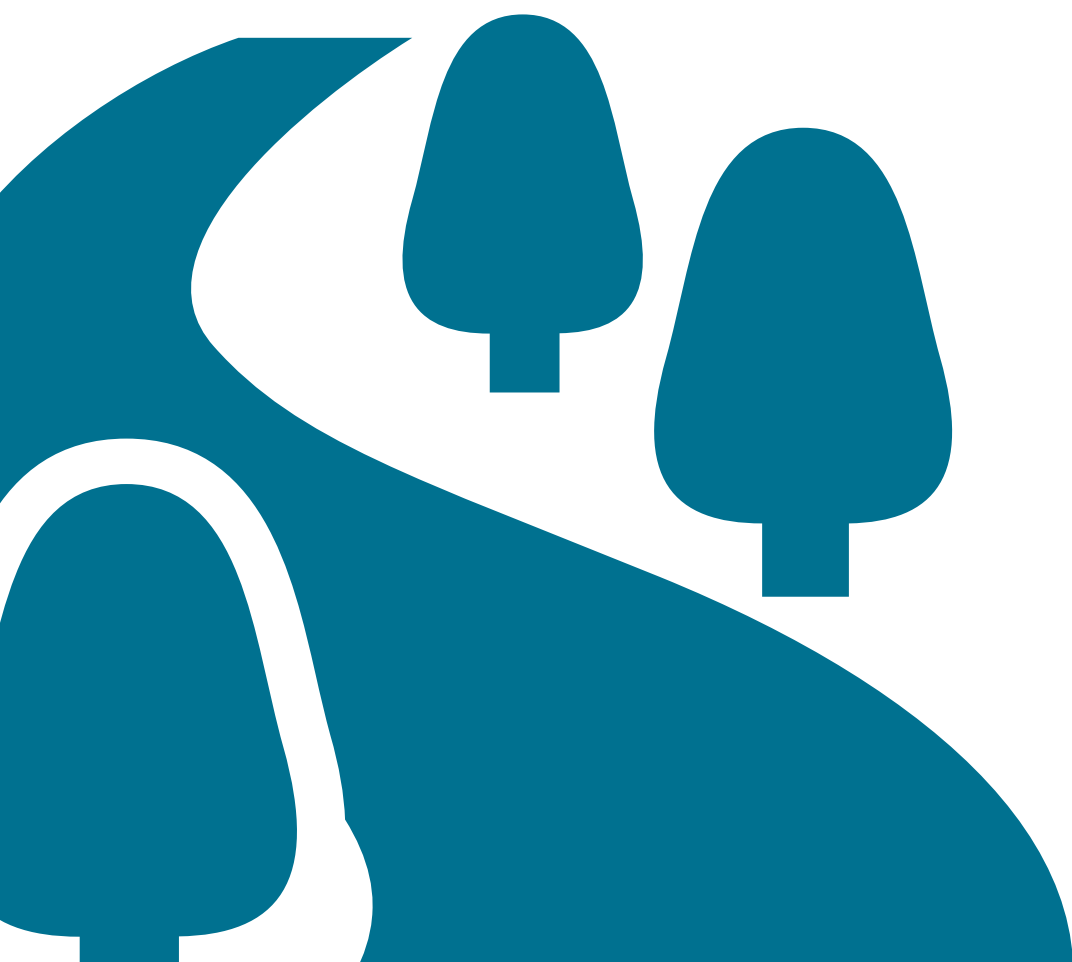
4 財政運営

社会経済の変化などに適切に対応し、将来にわたり安定した行政サービスを提供するため、持続可能な財政運営ができるまちを目指します。



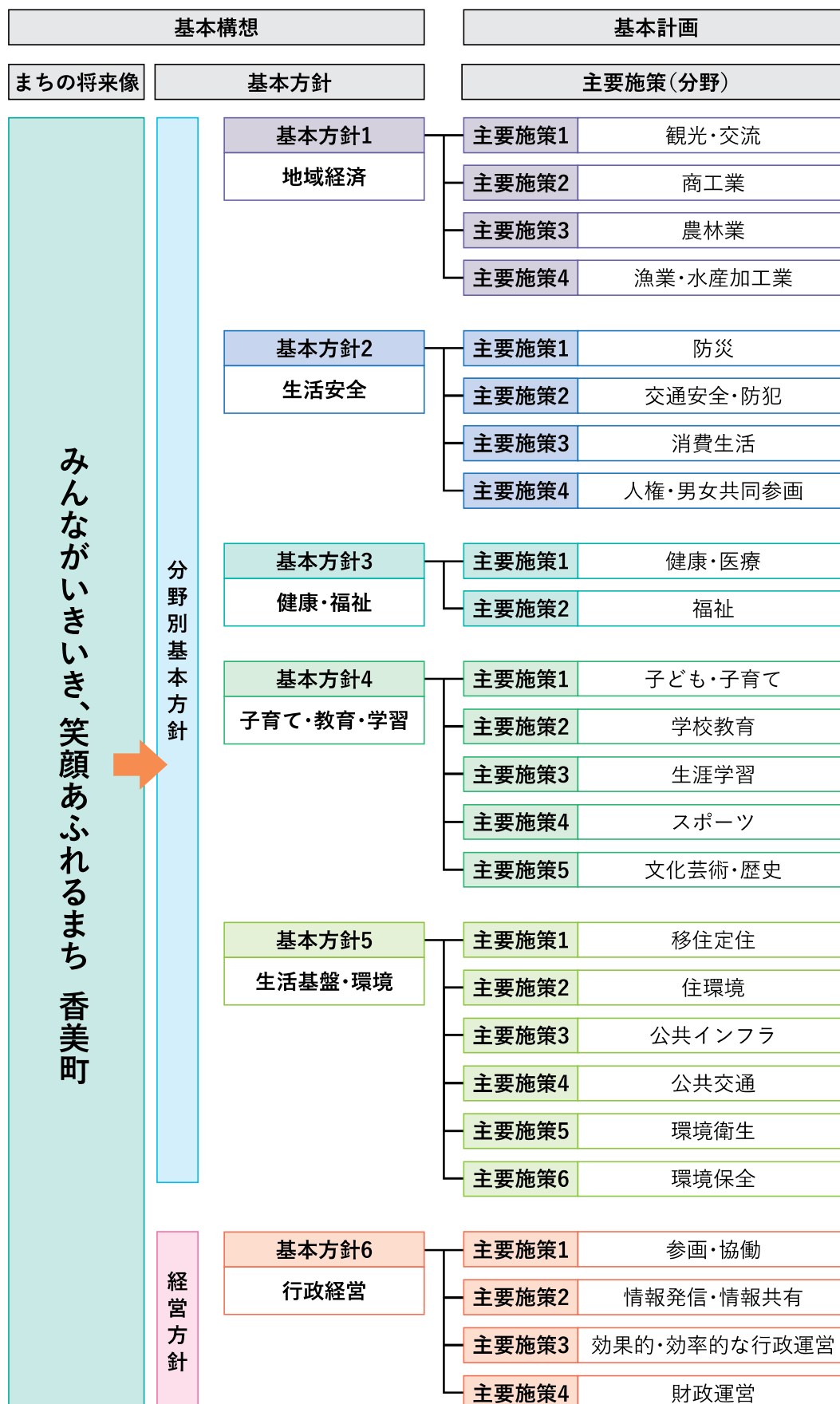
第3次香美町総合計画

第3部 基本計画



第1章 基本計画(分野別計画)の体系

1- 基本計画(分野別計画)の体系



基本方針及び経営方針

基本方針

まちの将来像の実現を目指して、まちづくりにおける5つの分野別基本方針を掲げ、具体的な施策の展開を図ります。

経営方針

5つの分野別基本方針の実現のため、進めていく経営方針を掲げ、推進していきます。

基本方針

01 地域経済

- 観光・交流
- 商工業
- 農林業
- 漁業・水産加工業

次世代に
つなげる
豊かな経済



基本方針

02 生活安全

- 防災
- 交通安全・防犯
- 消費生活
- 人権・男女共同参画

暮らしの
安全と安心



基本方針

03 健康・福祉

- 健康・医療
- 福祉

支えあう
地域づくり



基本方針

04 子育て・教育・学習

- 子ども・子育て
- 学校教育
- 生涯学習
- スポーツ
- 文化芸術・歴史

充実した
子育て環境を



基本方針

05 生活基盤・環境

- 移住定住
- 住環境
- 公共インフラ
- 公共交通
- 環境衛生
- 環境保全

住みやすい
まちづくり



経営方針

06 行政経営

- 参画・協働
- 情報発信・情報共有
- 効果的・効率的な行政運営
- 財政運営

安定した
まちの将来



SDGs の推進

2015(平成27)年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標(SDGs(エス・ディー・ジーズ))」は、持続可能な社会を実現するための国際社会全体の開発目標です。

国においても、2016(平成28)年5月に関係省庁が連携し一体となって取り組むため、SDGs推進本部を設置するとともに、国家戦略として「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を決定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者」を目指す方針を打ち出しています。

また、この指針の中で「各地方自治体に、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励」する旨が明記されています。

そこで、持続可能なまちづくりを進める本町においても、SDGsに掲げられている17の目標を踏まえ、本計画の各主要施策及び具体的施策を展開し、総合計画とSDGsを一体的に推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本計画（分野別計画）の構成と見方

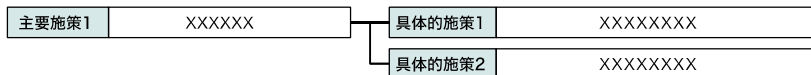
【基本方針 X】 XXXXXX

主要施策 X XXXXXX

目指すまちの姿

目指すまちの姿	XXXXXXXXXXXX
---------	--------------

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	XXXXXXXX	X	XXXXX	XXXXXXX	↑	XXXXXX

地域の現状と課題

- XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
- XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

具体的施策

1. XXXXXXXX

目標 XXXXXXXXXXXXXXXX

【具体的施策の方向性】

- XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
- XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
- XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
- XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

説明

【主要施策】

基本方針の実現に向けて展開するものであり、次の項目で構成しています。

- ①主要施策の実施により目指すまちの姿
- ②「目指すまちの姿」の実現に向けて展開する具体的施策の体系
- ③主要施策の実施により、「目指すまちの姿」の実現度合いを表す指標
- ④主要施策をとりまく地域の現状と課題

説明

【具体的施策】

「目指すまちの姿」の実現に向けて展開するものであり、次の項目で構成しています。

- ①具体的施策名
- ②具体的施策で掲げる目標
- ③具体的施策の「目標」の実現のために展開する方向性

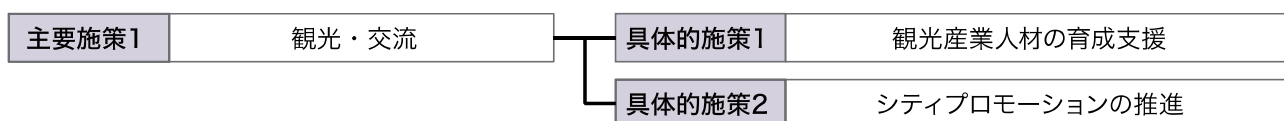
【基本方針1】 地域経済

主要施策1 観光・交流

目指すまちの姿

目指すまちの姿	食・自然・伝統文化・地場産業などの地域資源を活用することで、観光業の関係人口・交流人口の増加を目指すとともに、観光産業に関わる関係団体や事業者とともに持続可能な取組を進めます。
---------	--

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	観光入込客数	人	1,083,000	2024(令和6)年度	↑	観光動態調査

地域の現状と課題

- 本町の観光繁忙期はカニやスキーシーズンの11月から3月までの冬期間となっていますが、この期間における観光入込客数の年間観光入込客数に対する近年の割合は、2020(令和2)年度485千人の62%、2021(令和3)年度483千人の64%、2022(令和4)年度535千人の55%、2023(令和5)年度441千人の49%と、コロナ禍以降では繁忙期以外にも来訪される方の割合が増加しており、引き続き冬期以外の入込客を増やすとともに、宿泊につなげるなどの施策が課題となっています。
- 飲食業や宿泊業の宿泊施設数は、2001(平成13)年度には370件でしたが、2021(令和3)年度には203件と、45.1%減少しています。
- 世界の観光需要を取り込むインバウンド(※外国人が日本を訪れる旅行のこと)誘客は、地域への経済効果が期待される重要分野ですが、地域のインフラ整備や交通アクセスの改善(ハード)、インバウンド旅行者の受け入れ体制(ソフト)に課題があり、また施策に対する費用対効果の検証にも課題があります。
- 近年の観光客のニーズは国内外を問わず、単に宿泊だけでなく、付加価値として体験型観光を取り入れたプランが好まれる傾向にあります。町内の体験型観光は、昔ながらの海水浴やスキーについては、一定の集客効果はありますが、ニーズの多様化や気候変動などの影響により、これらの集客数は減少傾向にあります。
- 施設面では、ジオパークと海の文化館におけるちくわ焼き体験、海では海上ジオタクシー、カヤック、SUP、シュノーケリング、山では、ツリークライミング、洞窟探索、サイクリングといったアクティビティが造成されていますが、自然体験型のアクティビティが多く、天候に左右されることがあります。今後は本町の強みである食や産業、自然、歴史文化、スポーツ等にスポットを当てた年間を通じたアクティビティを増やしていく必要があります。

具体的施策

1. 観光産業人材の育成支援

目標

デジタルツールを活用したデータ収集・分析を進め、観光面から地域づくりに取り組む人材の育成を支援することで地域振興を図ります。

【具体的施策の方向性】

- ・ セミナー等により、地域の観光人材育成に取り組めます。
- ・ 県立芸術文化観光専門職大学との連携強化を図ります。
- ・ 観光協会、商工会、広域観光組織等とともに、事業者間の連携強化を推進し、観光DX・インバウンド対応ができる体制づくり及び人材づくりに取り組めます。
- ・ 幼少期からの地域の観光学習に取り組めます。
- ・ デジタルツールを観光に活用できる人材及び事業者を育成します。

2. シティプロモーションの推進

目標

食、産業、自然、歴史文化、スポーツ等を活用したコンテンツを造成し、プロモーションの強化による年間を通じた交流人口の増加を図ります。

【具体的施策の方向性】

- ・ 食、地場産業、伝統文化や文化財などを生かした体験型観光コンテンツの造成に取り組めます。
- ・ 新規顧客(若い世代やインバウンド)に訴求力のあるストーリーづくりによるプロモーションを推進します。
- ・ 映画、テレビのロケ誘致に積極的に取り組めます。
- ・ 交流人口拡大に向け、イベント・情報発信など観光振興事業を推進・支援します。
- ・ ふるさと納税の返礼品発送件数の更なる増加を目指します。



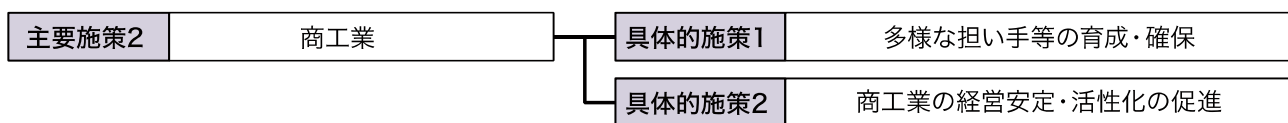
【基本方針1】 地域経済

主要施策2 商工業

目指すまちの姿

目指すまちの姿	商工会等、関係団体との連携による商工業経営の継続・発展、新規起業等への支援と、雇用の確保に取り組み、地域経済の活性化を促進します。
---------	---

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	製造品出荷額等	千万円	1,899	2021 (令和3) 年	→	市区町別主要統計指標 (県統計課)
2	製造品付加価値額	千万円	702	2021 (令和3) 年	→	市区町別主要統計指標 (県統計課)

地域の現状と課題

- ・ 転入・転出による人口の社会増減は緩やかな減少に転じているものの、生産年齢人口が総人口の半数を割り込み、出生数の減少など、社会の下支えとなる人口が減り続け、数量的な労働力の確保が厳しい見通しとなっています。また、人口減少は、町内需要及び消費額にも影響を及ぼしています。
- ・ 今後は、就業者人口も大きく減少し、労働力不足が深刻な問題となってくることから、町外からの労働者の受け入れを推進していく必要があります。
- ・ 産業構造としては、第3次産業が73.9%、第2次産業が23.2%、第1次産業が2.9%と、第3次産業の構成割合が高くなっていますが、事業所数は全体的に減少傾向にあります。
- ・ 町内総生産額は、第3次産業が減少傾向となっていますが、第1次及び第2次産業は生産品の高付加価値化や町外需要の増加により回復傾向にあります。特に水産物(漁業、食品製造業)の高付加価値化が進んでいます。
- ・ 産業振興の課題としては、中小事業者の高齢化、後継者不足による廃業等の事業承継の問題、若者の就職希望と職種のマッチングの問題、起業支援など雇用の場の確保の問題等があります。

具体的施策

1. 多様な担い手等の育成・確保

目標 多様な労働者の増加や事業承継によって、活力ある事業者の増加を目指します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 関係機関と連携し、若い世代、高齢者、移住者、外国人などの雇用を支援します。
- ・ ハローワーク等、関係機関と連携し、就職面接会などの就労支援に取り組みます。
- ・ 商工会等の関係機関と連携した雇用機会の創出や新規創業、事業承継に取り組みます。
- ・ 新規創業による空き店舗、空き家等の活用に対し、支援を行うことで地域の賑わいを創出します。
- ・ 幼少期からの地域の商工に関する学習に取り組みます。

2. 商工業の経営安定・活性化の促進

目標 商工業事業者の経営の安定化と所得の向上を目指します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 商工会、金融機関等、関係機関と連携した経営支援により経営基盤の安定化に取り組みます。
- ・ ふるさと納税を通じた新規商品開発を支援し、事業者の活性化に取り組みます。
- ・ 事業者と連携し、商品開発及び販路拡大等を推進します。
- ・ 産業の活性化及び雇用促進を図るための起業者・事業者誘致に取り組みます。



【基本方針1】 地域経済

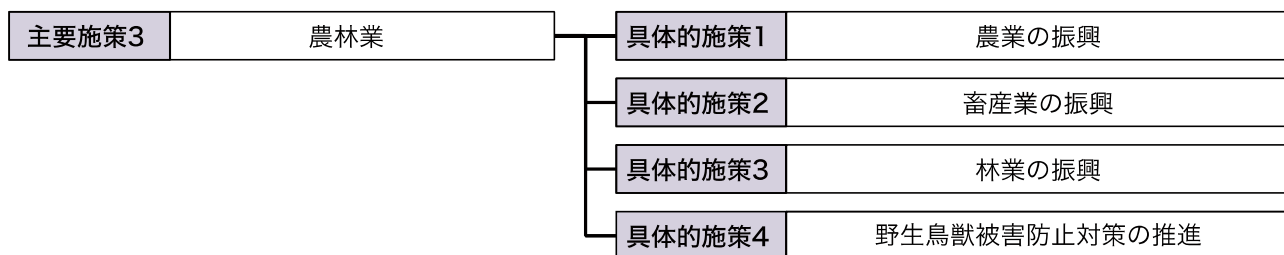
主要施策3 農林業

目指すまちの姿

目指すまちの姿

地域の特性を活かし守りながら、次世代へとつながる持続可能な農林業体系の構築を目指します。

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	農業産出額（推計）	千万円	197	2023（令和5）年	↑	農林水産省統計
2	経営耕地面積	ha	477	2024（令和6）年度	→	農林水産課資料
3	繁殖雌牛飼養頭数	頭	1,438	2024（令和6）年度	↑	全国和牛登録協会 兵庫県支部 美方郡支所
4	肥育牛飼養頭数	頭	825	2024（令和6）年度	↑	全国和牛登録協会 兵庫県支部 美方郡支所
5	森林技術者数	人	42	2024（令和6）年度	→	北但西部森林組合
6	有害鳥獣による農業被害面積	ha	7.18	2023（令和5）年	↓	農林水産課資料

地域の現状と課題

■農業

- ・ 農業就業者数や耕作面積が減少傾向にあるため、本町の独自施策として地域の中心的経営体に対し、作業の省力化・効率化による農地集積の支援を行っています。
- ・ しかし、農業者の高齢化や農業所得の伸び悩みなどにより、農業の担い手確保ができておらず、また、離農者の増加により、自給的農家戸数は2020(令和2)年度に677人と、1990(平成2)年度の約88.6%に減少しており、食料生産機能の低下や、農業・農村を維持するための十分な体制構築ができない状況となっています。
- ・ このことから、新規就農者及び後継者の確保・育成を図る必要があります。

■畜産業

- ・ 本町では、「但馬牛の原産地」として伝統を守り継承していくため、畜産農家戸数の増加や繁殖雌牛の増頭に向けて、様々な取組を行っています。
- ・ しかし、畜産農家の後継者確保ができておらず、また、離農者の増加などにより、畜産農家戸数は2014(平成26)年度の44戸から2024(令和6)年度の37戸に減少するなど、伝統を守り継承するための十分な体制構築ができていない状況となっています。このことから、新規就農者及び後継者の確保・育成を図る必要があります。
- ・ また、本町の繁殖雌牛飼養頭数は、2014(平成26)年度の1,223頭から2024(令和6)年度の1,438頭へと順調に推移しています。
- ・ しかし、国際情勢等の変化による飼料価格の高騰により、畜産農家の経営を圧迫していることから、その対策を行う必要があります。

■林業

- ・ 全国的な木材価格の低迷により、本町においても唯一の林業事業体である北但西部森林組合の経営状況は厳しさを増しており、これまで本町の独自施策として、森林整備に対する支援や作業の省力化・効率化等に対する支援を行っています。
- ・ 一方、2024(令和6)年度の森林環境譲与税の課税が開始されたことにより、森林・林業に関する住民の関心は高まっているものの、北但西部森林組合における新規林業就業者数の減少や就業者年齢の高齢化により、作業体制の維持や技術継承が難しく、同組合における森林整備体制の維持確保が困難になっています。
- ・ このことから、林業事業体の収益性向上及び経営体制の確保を進める必要があるほか、住民における森林・林業への関心や魅力の啓発を進め、森林の必要性を訴えていく必要があります。
- ・ また、町土の8割以上を占める森林においては、現在、森林法等各種法令に基づく管理や造林事業をはじめとする森林整備の実施により、木材生産機能だけでなく、水源涵養機能や山地災害防止機能といった公益的機能の維持を図っています。

■野生鳥獣被害

- ・ 本町においては近年シカによる被害が多発であり、本町におけるシカの捕獲頭数は2013(平成25)年度の368頭から2021(令和3)年度の3,341頭に増頭していることから、今後も個体数の適正管理活動(捕獲活動)や防護柵設置支援などの被害軽減対策の取組を引き続き講じる必要があります。

具体的施策

1. 農業の振興

目標 新規就農者の確保及び若手生産者の育成を促進します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 新規就農者の育成・確保や認定農業者の育成を促進します。
- ・ 中心的担い手への近代化の農業機械等導入支援を行い、省力化と作業効率の向上を図ります。
- ・ 地域の特性を生かした耕畜連携による高付加価値農業を推進します。

2. 畜産業の振興

目標 新規就農者の確保及び若手生産者の育成を促進します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 新規就農者の育成・確保を促進し、畜産農家戸数を維持します。
- ・ 繁殖雌牛の保留・導入を進めます。
- ・ 牛舎整備等への支援を行います。
- ・ 町有共同処理施設(村岡有機センター・小代堆肥センター)の利用促進を図るとともに管理の適正化に努めます。
- ・ 耕畜連携による堆肥の有効活用を促進します。

3. 林業の振興

目標 小規模を含めた森林活動に取り組む方を増やすとともに、森林資源を活用する持続可能な林業経営を支援します。

【具体的施策の方向性】

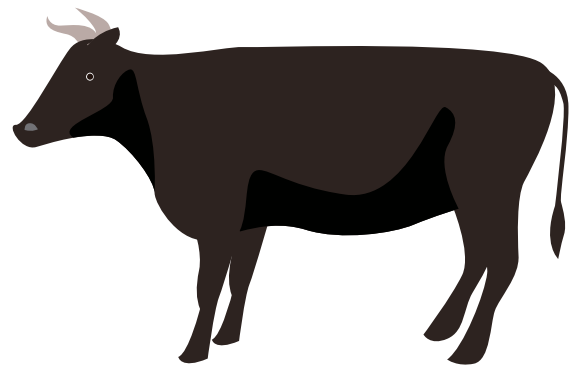
- ・ 森林技術者の育成・確保を促進し、林業技術の普及を図るとともに、専門知識の習得環境を整えます。
- ・ 森林環境譲与税を活用し、森林整備等を進めます。
- ・ 作業の効率化や省力化を促進し、生産性の向上を図ります。
- ・ 森林資源、森林の所在、森林所有者等の森林情報の集約化、管理体制の構築を図ります。
- ・ 主伐再造林の推進を図るため、特に新植や獣害防護対策に対して支援します。
- ・ 木の駅プロジェクトの充実を図ります。

4. 野生鳥獣被害防止対策の推進

目標 農作物被害の軽減を図るため、捕獲による個体数の適正管理活動や防護柵などの設置への支援を推進します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 捕獲による個体数の適正管理活動の推進を図ります。
- ・ 野生鳥獣被害防護柵などの設置への支援を行い、農作物被害の軽減を図ります。
- ・ 新たに狩猟免許を取得しようとする方への補助を行い、有害鳥獣の捕獲体制の強化を図ります。



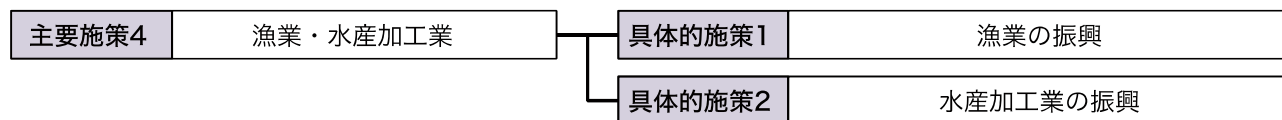
【基本方針1】 地域経済

主要施策4 漁業・水産加工業

目指すまちの姿

目指すまちの姿	水産資源を有効活用し、次世代へとつながる持続可能な漁業・水産加工業の振興を図ります。
---------	--

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	漁獲金額	千万円	425	2024(令和6)年度	→	農林水産課資料
2	漁獲量	トン	3,695	2024(令和6)年度	→	農林水産課資料
3	水産加工場数	工場	42	2023(令和5)年度	→	漁業センサス

地域の現状と課題

■漁業

- 本町では、減少している漁船、漁業従事者及び温暖化等自然環境の変化等に起因する漁獲量の減少、漁業施設の老朽化対策等、様々な問題や課題に対応するため、2017(平成29)年度から「香美町の水産を考える会」による対策の検討を進めています。
- しかし、これらの課題等に対応するための港及び市場の集約・再編の協議に時間を要しており、漁業施設の更新等を推進する基本計画の策定に至っていない状況となっています。今後は、基本計画の策定に向けた調査業務を進めるとともに、継続的な水産物PR、魚食普及事業等を推進する必要があります。
- また、漁業者の高齢化、担い手不足から漁業従事者は年々減少傾向にあり、長期的視点に立った担い手対策や漁獲量が年々減少する中、資源管理型漁業を推進し、資源の確保対策、養殖・畜養漁業、持続的な漁業資源の確保に取り組む必要があります。

■水産加工業

- ・ 国民一人当たりの生鮮魚介類の年間消費量は2023(令和5)年が6,368gと、2017(平成29)年の10,027gに比べると36.5%減少し、塩干魚介は2023(令和5)年が2,009gと、2017(平成29)年の2,910gに比べると31.0%の減少となっており、食生活の変化による魚離れが進んでいる状況です。
- ・ 町内においても、漁獲量の減少、漁獲物の変化などにより加工原料の確保対策が必要となる中、業者数や従業員数も年々減少しつつあり、担い手対策や従業員確保も必要となるなど、水産加工業を取り巻く環境は厳しい状況です。
- ・ そのような中、全国でも珍しい「香美町魚食の普及の促進に関する条例」(通称:とと条例)を制定し、魚食普及を推進していますが、より一層の取組が必要となっています。
- ・ また、漁獲量が年々減少する中、漁業と同様に養殖・畜養漁業に取り組む必要があります。

具体的施策

1. 漁業の振興

目標 水産業基盤の整備及び担い手・従事者の確保対策に取り組みます。

【具体的施策の方向性】

- ・ 漁業関連団体と連携し、漁業施設整備等を支援します。
- ・ 漁業者団体が行う魚貝類種苗放流や養殖・畜養に取り組む事業者等とともに資源管理型漁業を推進します。
- ・ 新規就業者の育成・確保を促進します。

2. 水産加工業の振興

目標 担い手・従事者の確保対策及び経営基盤の強化に取り組み、魚食普及を推進します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 魚介類と触れ合う機会を創出する団体等を支援します。
- ・ お魚料理教室や学校給食への魚介類の提供を通じて、魚食普及を推進します。
- ・ 就業者の確保を促進します。
- ・ 水産加工業関連団体と連携し、水産加工業施設整備等の支援を行います。



【基本方針2】生活安全

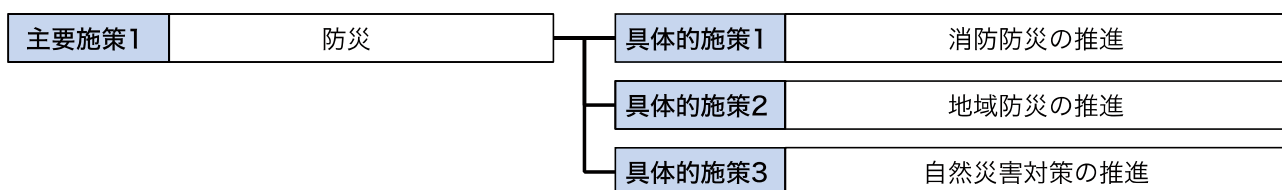
主要施策1 防災

目指すまちの姿

目指すまちの姿

生命・財産を守るため、住民の防災意識の向上を図るとともに、防災・減災対策に取り組む、災害に強いまちを目指します。

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	自然災害による死傷者数	人	0	2024(令和6)年度	→	防災安全課資料

地域の現状と課題

■消防防災

- 全国的に消防団員の確保が難しいといわれる中で、本町では、消防団員による声掛けや募集ポスターの作成、準中型自動車運転免許等取得費の助成等を行い、団員の確保対策を実施しています。
- しかし、団員定数(947人)の確保ができておらず、また、高齢化や退団者の増加により、団員数は2022(令和4)年度の858人から2024(令和6)年度の826人に減少するなど、消防力の体制構築ができていない状況となっています。このことから、消防団組織、処遇、装備等の見直しを行い、消防団員を確保し、消防力を維持していく必要があります。

■地域防災

- 住民の防災意識の向上と避難指示等が発令された際に速やかに避難行動が取れるよう、町・自主防災会(区・自治会)・消防団が実施主体となり町総合防災訓練を毎年実施しています。訓練の参加人数は、2020(令和2)年度の4,225人から2024(令和6)年度は6,802人(2024(令和6)年8月末総人口15,379人、参加率44.2%)と増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症による自粛・縮小期前の2019(令和元)年度の7,418人(2019(令和元)年8月末総人口17,453人、参加率42.5%)の水準まで回復してきました。
- 引き続き、防災意識の醸成や避難行動及び避難所開設・運営への備えが必要となっており、地域住民に対して啓発等を行っていく必要があります。

■自然災害対策

- 能登半島地震発生により甚大な住宅倒壊被害が生じたことや、本町の旧耐震住宅の割合が56%で全国6位という報道もなされたことなどから、対策として、2024(令和6)年度に現行の「香美町住まいの耐震化促進事業」の拡充を行いました。利用者がいない状況となっています。今後は、有事の際の住宅倒壊被害を最小限に抑えるため、啓発も含め、引き続き住宅の耐震化を推進していく必要があります。
- 土砂災害警戒区域等の危険箇所において、県に要望し急傾斜・砂防事業を実施していますが、対象箇所が多く、未実施箇所があり、土砂災害から居住者の生命を守るため、継続して事業を進める必要があります。
- 本町が管理する道路・河川における津波による被害が想定される地区は、余部、下浜、浦上、相谷の4地区であり、浸水被害等が想定されるため、対策未了の地区(1地区・2025(令和7)年度実施予定)において、引き続き被害を軽減する対策を進める必要があります。
- また、県が策定した「高潮対策10箇年計画」では、本町において計画期間内に対策を実施する地区は、無南垣、沖浦、下浜の予定とされていますが、津波対策に合わせ整備を行うことにより対策完了することを予定しています。このため、対策未了の地区(1地区)においては、被害軽減を図るため早期整備を行う必要があります。
- 近年のゲリラ豪雨等による土砂災害の危険性増大を受け、自治会からの要望等により、要対策箇所を継続的に把握するとともに、集中豪雨等による河川の氾濫防止を目的とした河川改修を進める必要があります。

具体的施策

1. 消防防災の推進

目標 消防力の強化を図ります。

【具体的施策の方向性】

- 消防団員の確保に取り組みます。
- 消防団組織、処遇、装備等の強化を図ります。

2. 地域防災の推進

目標 総合防災訓練を実施し、住民の防災意識の向上と避難体制の構築に取り組みます。

【具体的施策の方向性】

- 自主防災会及び消防団と連携し、町総合防災訓練に取り組みます。
- 高齢者など災害弱者に配慮した避難所運営に取り組みます。

3. 自然災害対策の推進

目標 土砂災害防止、津波・高潮対策、旧耐震住宅の耐震化の推進により安全安心に暮らせる環境を構築します。

【具体的施策の方向性】

- 各区長等から寄せられる情報に基づき、現場の状況確認及び要対策箇所を把握し、迅速な対応に努めます。
- 治山治水対策の推進として計画的な急傾斜・砂防事業及び河川改修事業を実施するため、県と連携し地元調整を図ります。
- 津波・高潮対策として未完了地区の早期完成に向けて計画的に事業を実施するため、県と連携し地元調整を図ります。
- 地震対策の推進として既存民間住宅の耐震化を促進するための支援に取り組むとともに、地震リスクに関する情報等を積極的に発信し、耐震化の必要性について啓発を図ります。

【基本方針2】生活安全

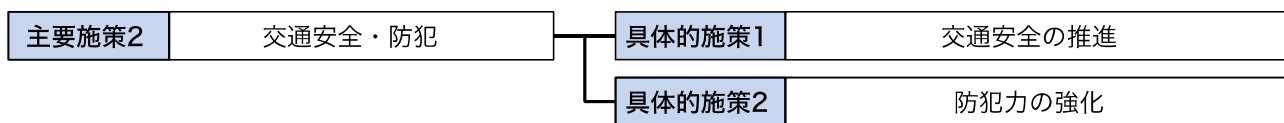
主要施策2 交通安全・防犯

目指すまちの姿

目指すまちの姿

交通事故や犯罪のない生活を守るため、交通安全対策や防犯対策に取り組み、安全安心なまちを目指します。

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	人身事故発生件数	件	23	2024(令和6)年	↓	兵庫県警
2	死亡事故発生件数	件	2	2024(令和6)年	↓	兵庫県警
3	刑法犯認知件数	件	60	2024(令和6)年	↓	兵庫県警

地域の現状と課題

■交通安全

- ・現在、本町では交通安全物品の配布や運転免許証の自主返納を促し、児童・生徒や高齢運転者の不幸な事故をなくす取組を行っています。
- ・人身事故発生件数は、2019(令和元)年に38件、2023(令和5)年に28件、2024(令和6)年に23件と、減少傾向にあるものの、その発生件数に占める高齢者の割合は高く、特に2024(令和6)年には死亡事故が2件発生しており、引き続き交通事故防止に向けた取組を進める必要があります。
- ・交通事故の発生を類型で見ると、人対車両、車両相互、車両単独などがあり、道路別にみると、国道、県道、町道の順に多く発生している状況となっています。
- ・今後は、道路の安全を確保するため、交通安全施設の整備・更新等を継続的に行う必要があります。
- ・また、2012(平成24)年に、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、通学路の安全確保が全国的な課題となり、関係機関と連携した合同点検を実施し、必要な対策協議により、通学路の安全確保に向けた取組を行っていますが、今後も継続的に対応していく必要があります。

■防犯

- ・ 犯罪抑止を目的に防犯カメラの設置や設置助成を行うほか、防犯灯のLED化による維持費の軽減を進め、防犯対策を実施しています。
- ・ 刑法犯認知件数は、2020(令和2)年に42件、2023(令和5)年に42件と横ばい傾向から2024(令和6)年は60件と増加しており、犯罪を抑止するため、地域の防犯体制を充実させる必要があります。

具体的施策

1. 交通安全の推進

目標

交通安全運動などのソフト事業や、交通安全施設の設置・更新などのハード事業の実施により、交通安全を推進します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 交通安全運動に取り組みます。
- ・ 高齢者の運転免許証の自主返納を推進します。
- ・ 交通安全施設整備を計画的に進めます。
- ・ 通学路における安全確保を推進します。

2. 防犯力の強化

目標

犯罪等の抑制に取り組みます。

【具体的施策の方向性】

- ・ 防犯組織(防犯協会等)との連携強化を図ります。
- ・ LED防犯灯・防犯カメラの設置(更新・修繕を含む。)を推進します。



【基本方針2】生活安全

主要施策3 消費生活

目指すまちの姿

目指すまちの姿

高齢者を含めた住民一人ひとりが当事者意識を持って知識を身に付け、消費者被害を未然に防止し、安全安心に暮らせるまちを目指します。

体系

主要施策3

消費生活

具体的施策1

安全安心な消費生活の推進

まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	消費者トラブル相談件数	件	147	2024(令和6)年度	↑	町民課データ

地域の現状と課題

- 本町でのトラブル発生件数(相談件数)は2022(令和4)年度に127件、2023(令和5)年度に135件、2024(令和6)年度に147件と年々増加傾向にあり、トラブル発生(相談発生)年齢層は、70歳以上が占める割合が2022(令和4)年度は37%、2023(令和5)年度は39%、2024(令和6)年度は46%となっています。
- 今後、ますます高齢化の進行が加速することが見込まれると同時に、消費者勧誘の巧妙化及び複雑化も重なり、被害は高齢者以外にも拡大する恐れがあります。このような被害を未然に防止するため、消費生活相談体制の強化や消費生活相談の実施方法の見直しが必要となります。
- しかし、現状の体制では相談件数の増加や複雑化に迅速に対応することが難しいため、今後も継続して相談員のスキルアップ、広報・出前講座・講演会等の啓発活動を実施するとともに、相談者の来庁時の公共交通手段の確保等、新たな相談体制の構築を進めていく必要があります。

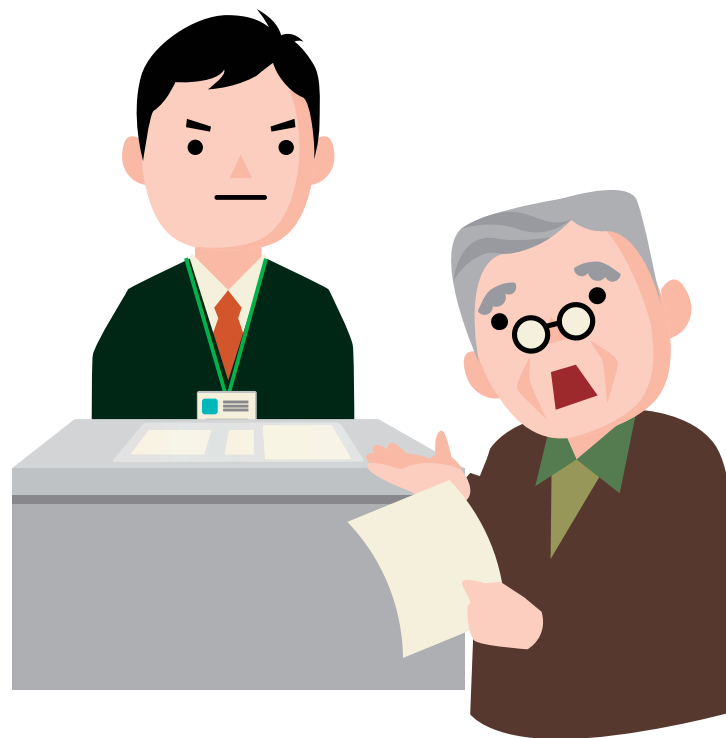
具体的施策

1. 安全安心な消費生活の推進

目標 住民の安全安心な消費生活の推進を目指します。

【具体的施策の方向性】

- 消費生活相談員のスキルアップに取り組みます。
- 消費者トラブルに係る出前講座・講演会等の啓発活動に積極的に取り組みます。
- 公共交通手段等の利用ができない相談者への出張相談対応手段の検討を進めます。
- 消費生活相談体制の強化に取り組みます。
- 特殊詐欺等あらゆる詐欺被害防止のため、関係機関との協力体制強化を図ります。



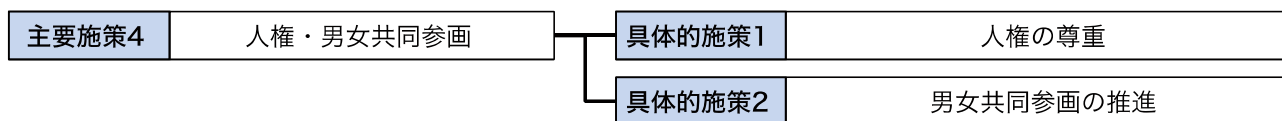
【基本方針2】生活安全

主要施策4 人権・男女共同参画

目指すまちの姿

目指すまちの姿	人権教育・啓発を推進することにより、家庭、地域、学校、職場などのあらゆる場において人権が尊重され、性別に関わりなく、住民一人ひとりが個性と能力を発揮できる男女共同参画が図られるまちを目指します。
---------	---

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	人権施策の推進について『満足※』と回答した住民の割合 ※「満足」と「やや満足」の合計	%	26.4	2024(令和6)年度	↑	住民アンケート
2	審議会や委員会等への女性委員の登用率	%	21.7	2024(令和6)年度	↑	第3次香美町男女共同参画行動計画 町独自調査

地域の現状と課題

■人権

- 本町では、一般住民を対象に人権講演会を2回、町民のつどいを1回開催していますが、人口減少や高齢化率の上昇により参加率が減少し、参加者の固定化につながっており、長年にわたり人権学習などを行っているにもかかわらず、人権意識の高揚が十分に図れていない状況です。
- 若者の人権講演会等への参加率を向上させるため、人権講演会等の広報の方法や講師の選定方法を今までのやり方だけでなく、SNSの活用など若者にも見やすい環境の整備や、「インターネットによる差別」などの最近のテーマに沿った講師選定などの対策を講じていく必要があります。
- 2019(令和元)年実施の「人権に関する町民の意識調査」において、「人権をどのくらい身近な問題」と認識しているかの問いに、半数以上が「どちらともいえない」「あまり身近に感じない」と回答しており、このことから、人権に対する意識はあまり高くない状況が現在も続いていると考えられます。

■男女共同参画

- 本町では、現在「第3次男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。
- しかしながら、特に本町が設置している各種委員会及び審議会への女性登用の割合は低く、また、参画意識も高くない状況にあるため、町全体の意識改革が急務となっています。

具体的施策

1. 人権の尊重

目標 人権が尊重されるまちを目指します。

【具体的施策の方向性】

- 人権施策の充実に取り組みます。
- 若者の人権講演会への参加を推進します

2. 男女共同参画の推進

目標 男女共同参画が図られるまちを目指します。

【具体的施策の方向性】

- 審議会委員等への女性登用を推進します。
- 情報発信強化による男女共同参画の啓発及び意識改革への取組を促進します。

